

参議院農林水産委員会會議録第十五号

平成十三年六月七日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月五日

井上 吉夫君
羽田雄一郎君

補欠選任

櫻井 充君

須藤美也子君
八田ひろ子君

補欠選任

六月六日

井上 吉夫君

補欠選任

大野つや子君

阿南 一成君

金田 勝年君

日田 英輔君

三浦 一水君

有馬 朗人君

小川 勝也君

峰崎 直樹君

和田 洋子君

本田 良一君

渡辺 孝男君

荒木 清寛君

六月七日

加納 時男君

補欠選任

笠井 亮君

龜井 郁夫君
八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長 太田 豊秋君
理事 岸 宏一君
森下 博之君
郡司 彰君
谷林 正昭君

委員

阿南 一成君
有馬 朗人君
岩永 浩美君
加納 時男君
龜井 郁夫君

田中 直紀君
日田 英輔君
本田 良一君
峰崎 直樹君
荒木 清寛君
山下 栄一君
笠井 亮君
須藤美也子君
八田ひろ子君
谷本 嶺君
岩本 莊太郎君

武部 勤君

田中 直紀君

山田 榮司君

浦西 友義君

須賀田菊仁君

渡辺 好明君

政府参考人

金融庁総務企画局参事官

農林水産省経営局長

水産庁長官

農林水産副大臣

農林水産大臣

国務大臣

副大臣

事務局側

常任委員会専門員

山田 榮司君

浦西 友義君

須賀田菊仁君

渡辺 好明君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○農林中央金庫法案(内閣提出)
○漁船法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。去る五日、日田英輔君及び櫻井充君が委員を辞

任され、その補欠として井上吉夫君及び羽田雄一郎君が選任されました。

また、昨六日、渡辺孝男君、三浦一水君、井上吉夫君、大野つや子さん、金田勝年君、和田洋子さん及び小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君、有馬朗人君、加納時男君、阿南一成君、日田英輔君、本田良一君及び峰崎直樹君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案の審査のため、本日の委員会に農林水産省経営局長須賀田菊仁君及び金融庁総務企画局参事官浦西友義君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案、以上両案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○笠井亮君 おはようございます。日本共産党の笠井亮です。きょうは農林中央金庫法案について質問をしたいと思っております。

最初に、まず確認をさせていただきたいんですが、農林中金は系統金融機関を会員とする協同組織金融機関であります。つまり、農協などの金融機能補完を通じて農協組員に奉仕する、こういう趣旨の金融機関だと思っておりますけれども、これは間違いないですね。

○国務大臣(武部勤君) 農林中金は、農協等の協同組織を会員として構成される協同組織金融機関でありまして、その全国機関として極めて重要な役割を担っております。

したがって、今回の法律改正においては、農林中金が会員である協同組織のために金融の円滑を図り、その業務の実施を通じて農林水産業の発展に寄与するとともに、国民経済の発展に資することを目的とする組織であることを第一の目的規定において明確にしたところでございます。

○笠井亮君 その上で、今度の改正、今、目的のことについては言われたわけですが、改正全体の中心ということになりますと、農林中金の貸し出しに関する業務規制、これの大幅な緩和をすることにあると私は思うんです。農林中金はペイオフの解禁、それから金融ビッグバンということとで、そういう激動がある中でいけば生き残りをかけて急速な業務展開というのをやっていると思うんですが、今回やろうとしている業務拡大はいわばそのために行われるという趣旨であるということとで理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林中央金庫の基本的性格につきましては、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、農林水産業の協同組織の全国金融機関でございますので、会員への貸し出しを第一義的使命とする金融機関でございます。しかしながら、これまででもそういう性格を変えない範囲内で、余剰資金の有効利用を図りながら会員に収益を還元するという観点から貸出範囲の拡大を図ってきたわけでございます。

今回も、資金の余剰が見られる中で、一定の枠内で業種限定のない貸出枠をこしらえるという従来からの考え方を踏襲して措置をしたものでございます。

これを先生言われたような観点から見ますと、

確かに来年四月からペイオフ解禁になるといふこととで金融の大競争時代に突入する、従来のような業種限定のあるような貸し出しではなかなか農林中金を中心とした貸し出しが限定されることによって、なかなかきちんとした自己責任での審査というものができないといふようなこととございまして、他の、例えば信金連合会でも措置されているように、行政庁の認可を受ければ業種限定のない貸し出しができるということとしたものでございませう。

○笠井亮君 今、局長答弁ありましたけれども、現在農林中金は、会員である農協、漁協、信連や、それから農協組合員以外への貸し付けは法律で、農林水産業関連産業、企業、それから国や地方公共団体、特殊法人等金融機関に限定されて、それ以外の貸し出しは行えないと。それが今度の改正によって、会員である農協、漁協、信連や農協組合員以外への貸し付け相手の規制をなくして、いわばそういう点では農林水産業にかかわらない企業に対しても貸し付けを行うことができる、もちろん先ほど前提は幾つかありましたけれども、そういう改正であるということと理解してよろしいわけですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) おっしゃるとおり、制度上、主務大臣の認可の範囲内であれば今のような業種限定のない貸し出しが可能となるものでございます。

○笠井亮君 今、主務大臣の認可といふふうに言われましたけれども、貸し付けの認可というのは具体的にはどういう形でされるのか。貸し付けごとに、一本一本大臣が認可という形になるのか、あるいはどういう形での認可ということを考えておられるのか、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 従来の貸し出しの中にも大臣の認可という規定があったわけでございます。原則はそういう仕組みの枠内で農林中金が自己の責任において個々の貸し出しは決定をす

るといふこととしておられるわけでございますけれども、この主務大臣の認可の基準につきましては、一つは先ほど申し上げましたように、農林中金は会員への貸し出しというものを第一義的使命といえます。協同組織の金融機関でございますので、こういう新しく設けました業種限定のない貸し出しによりまして、そういう会員に対する融資に支障が生ずるようなことがあってはならないという観点が一つでございます。

それから、農林中金の経営がそればかりやりまして急激に変化する、著しく悪化するということのないように、これは一定の資金枠を設けるということが第二点目でございます。

それから、我が国経済社会、金融システム全体の中で農林中金は活動をしておりますものですが、その全体に対しては他の業態との分野のそれなりの調整が行われまして、金融システム全体に著しい影響を与えないようにするということが第三点目でございます。

そのようなことにつきまして、今後内容を詰めまして認可の基準にしたいといふふうに考えておるところでございますけれども、いざにいたしまして、具体的な認可の基準は今後金融庁と協議、検討をして決定していきたいといふふうに考えております。

○笠井亮君 幾つかのことを言われましたけれども、いわば個々に一本一本やるんじゃなくて、三つぐらいの要素でいわば量的に規制をかけてやるというふうには今聞いたんですけれども、一定の枠内というのほどかというところも今後一切これからということになりますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 具体的にどういふ枠内で貸し出しを認めるかということにつきましては、現在、類似の信用金庫連合会等と同じような仕組みがございまして、そこでの考え方が資金量の百分の三十だとかそういう考え方がございまして、そういうことを念頭に置きながら、農林中金の場合はどの程度が適切かということにつきまして金融庁と協議をして決めていきたいというふう

うに考えているところでございます。

○笠井亮君 今、会員への融資が第一義的だということとを繰り返したわけですが、配付させていただきました資料をごらんいただいたかと思いますが、一枚目でありまして、三枚組みの資料でございます。

農林中金の総資産、それから預金残高、貸出金の推移をまとめたものでありまして、備考欄で一番右のところは員外規制対象貸付となつていのは、農林中金の貸し付けを今度の改正の考え方に従って分けてみると、大臣の認可の対象となるものといふことで印をつけたものであります。

これを見ますと、員外規制対象貸付ということとで区分されるような割合が非常に高いということが言えると思っております。二〇〇〇年三月末で十八兆九千九百五億円ということと、貸付金総額の八八・八％ということになっておりますし、総預金額に対しても五六・八九％ということとあります。

さらに、ちょっと二枚目をめくってごらんいただきましたんですが、員外貸付額の推移をグラフにしてみました。この間、二年、三年ほどの間で急速に伸びているというのがわかりただけで思っております。

それで、今回、最初に伺った貸出規制を緩和するといふのが中心の問題であるということなんです。ですが、こうした既にある現状を追認するといふような意味を持っているのではないかと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 繰り返し申し上げますが、農林中金は農林水産業の協同組織を会員といたしまして金融機関でございます。あくまでも会員への貸し出しを第一義的使命にしているわけでございます。

ただ、このグラフでも、表でもわかりますとおり、現在、農林水産業が停滞しているといふことと、投資意欲の減退等を反映いたしました。貸し出しといふのは減少傾向にあるわけでございます。

翻つて、農林中金の性格を考えますと、系統の全国金融機関といたしまして、やはり外部経済との接点に立ちまわって系統全体の資金を運用し、その収益を会員に還元するということも今の状況では主要な使命の一つではないかといふふうにご考えているところでございまして、そこにごさいませう。順次これまでも貸出先を、農業、農業に関連するもの、農山漁村の開発に関連するもの、そして公益的・公共的法人と、その基本的性格を変えない範囲で拡大をしてきたわけでございます。

今回、さらに資金の余剰があるという中で、一定の枠内での貸出枠を設けるわけでございますけれども、その貸し出しに当たりましては、やはり安全確実に運用するということにウエートを置きまして、会員への収益の還元ということを旨といたしまして行うということにしているわけでございます。

これは、このグラフ、表でもございませう。に、総資産の中で貸し出しのウエートが四割程度ということになっておりまして、金融機関としての健全性というものを確保するためには、やはり貸し出しのウエートというものをもう少し高めるということもまた金融機関としては重要なことではないかといふふうに考えまして、基本的性格を変えない範囲内で貸し出しの拡大を図るものでございませう。

○笠井亮君 基本的性格を変えないと言つても、この比率見たら全然変わっているわけですよ、それはいろいろ、意欲が減退している、停滞しているからなかなか農業関係あるいは本来のところには行かないんだという話は今言われたわけですが、しかし、そういうことで関連にまず広げると、それから関連じゃなくても広げるというところで、もうこの比率を見れば一目瞭然です。ね、基本的性格を変えないと言つけれども、実態としてはもう全く変わっているものになっていくと。

金融庁に伺いたいんですけれども、きょうお越しいただいていますが、農林中金と同様の協同組

織金融機関である信金中央金庫の員外規制、これがどうなっているか、それから信用組連、こちらの方の規制はどうなっているかお答えいただけますか、と思います。

○政府参考人(浦西友義君) 員外貸出規制についての御質問でございますが、まず信金中央金庫に於いての員外貸出規制でございます。

まず、公共法人、公益法人、それから証券取引所に上場されている株式会社、またこれらに準ずる法人に対する貸し出し、プラス非居住者に対する貸し出しの最高限度につきまして、総資金、これは預金のことでございますが、総資金の百分の三十に相当する金額が限度となっております。

次に、全国信用協同組合連合会につきましての員外貸し出しの最高限度でございますが、まず会員でございます信用協同組合の組合に対する資金の貸し付け及び手形の割引引き、それと金融機関に対する資金の貸し付け及び手形の割引引きを除きまして、総貸し出しの百分の二十に相当する金額を限度としております。

○笠井亮君 私、今限度という話があったわけですが、信金中央金庫、あるいは信用組連に現状を問い合わせしてみました。

信金中央金庫の場合は、員外貸し付けは三兆四千二百六十六億円で、預金額の二二・二％ということでありまして、三〇％以内と。また、信用組連の場合は九百五十五億円で、預金額の五・八九％ということでありまして、だから、もうもちろん二〇％以下と。

これに対して農林中金の場合、先ほど見ましたように、十八兆九千九百五十五億円で、預金に対して五・九％というのは、これは同じような協同金融機関と比較しても突出しているというふうなふうな感じではございませんか。

○政府参考人(浦西友義君) 限度の計算でございますが、限度の枠に計算されるもの、つまり認可の対象になるもの、ならないもの等ございまして、それらを勘案いたしまして、法律上で員外

会員ということでございますと、信金中央金庫の場合でございますと、会員に対する貸し付けは二・三％、会員外九七・七％でございます。それから、全国信用協同組合連合会の場合は、会員につきましては四一・二％、会員外は五八・八％でございます。これは貸出金に占める割合でございますが、全体の総資産ではないんです。

この会員と申しますのは、信金中央金庫の場合は信金そのものが会員になっております。全国信用協同組合連合会の場合は信用組合が会員ということで、そういう信金、信組以外の貸し出しという意味で、会員外の割合ということで申し上げました。

○笠井亮君 私は、今、数字も言ってもらいたくあれども、いずれにしてもこの農林中金の場合、今回の法改正による業務拡大というのは、既にある基本的性格を変えないと言われているけれども、実態としてはもう変わってきているようなことに一層拍車をかけて、組合員の助け合いによって、それから農協、漁協、信連などの金融需要にこたえる協同組織金融機関のあり方には、私これは逆行すると言っているんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。ちょっとこれは本当に大事な問題だと思っております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 協同組織形態の金融機関、信用組合、信用金庫、そして農協、漁協等々でございます。それぞれがそれぞれの段階で組織をつくりましてお金の運用をしているわけでございます。現在のようにお金が余り過ぎみという状況のもとでは、全国レベルのそういう系統金融機関でございます。資金を有効に運用して、会員に収益を還元していくというところにやはりウエートを置かざるを得ないような周辺の状況になっております。本来望ましくないか望ましくないかという議論はございまして、そういう外部経済との接点に立つて資金を運用して、収益を会員に還元していくというところに現在の状況のもとではウエートを置かざるを得ないということになっていくわけでございます。

○笠井亮君 本来望ましくないということは、最後の前半の方で言われたわけですが、しかしウエートは、金余り過ぎみの中で有効に運用するかどうかだということに言われました。それから、安全確実だとか会員、組合員に迷惑を及ぼさない、それから収益を還元するということを強調されたわけですが、じゃ、果たしてペイオフに備えて農協組合員が安心して預けられるような金融機関を守る道かどうかというのは、これは問題があると思っております。

例えば、農林中金を含む系統金融機関がそのようにして貸し出しを行って、多額の損失を出していると思っておりますけれども、これは間違いなんでしょう。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 御指摘のように、全体の四％程度でございますけれども、中金、信連等が貸し出しをしているわけでございます。○笠井亮君 そごうに対しては農林系の金融機関が六百六十七億貸し出しを行っていたのは事実だと思っております。そして、その破綻によって相当な損失を出している。この間、そごう以外にも、少なくとも兼松だとか三井建設、トーマン、セツツ、日本リース、クラウンリーシングなどの債権放棄や破綻などで農林中金が損失をこうむったということが言われております。それらを合わせますと数百億から千億円程度の損失を出しているんだと思っております。

リスク管理債権も、貸付金に対する内容を見たら、大手十七行の平均を上回っている。現状でもそうですから、貸出規制の緩和が進むということになると、これ、荒波の中に今後ますます入っていく状況で、問題が深刻化しないというふうに言えるかという、むしろ逆に深刻化することは明らかだと思っております。

ですから、本来望ましくないけれども運用のことを考えたら余っているんだからと、安全確実というふうに繰り返す言われるわけですが、農林漁業者の資金を安全に運用するところか、私、そういう点で言ったら一層危険にさらすとい

うことになるし、そうならないと断言できないと思っておりますけれども、これ、いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) お話でございますが、最終的には金融機関でございます農林中金が自分の責任において貸し出しを行い、リスクをとって収益を上げるということにならざるを得ないわけでございますけれども、過去の反省の上に立ちまして、農林中金の方でも、貸し出しに当たっては、従前の経営状況の審査に加えまして、さらに精密にこれを分析して、内部格付を精密化していくというようなことで厳格な審査を行うということが一つでございます。貸付先業種ごとに融資バランスを考慮して、特定の業種に融資が集中しないようにする等々の貸出基準を内部で決めておるようでございますので、最終的には農林中金の方におきまして、自己責任で安全確実な運用というものが行われるということを期待しているわけでございます。

○笠井亮君 自分の責任で農林中金がやるからとおっしゃるんですが、法律でそれをやれるようにしてやるというのが今度の趣旨ですよ。そういう危険や危惧がありながら、それはもう自己責任なんだからと、後は農林中金がその責任でやるんだから大丈夫だということにはならないし、それから、ますますハイリスク・ハイリターンになっていくわけですよ。だから、リスクは高いけれどもやっぱり高いリターンがあるというところに貸し込んでいくという傾向に今の流れで言えなくなるわけですよ。

だから、そういう点では、今回の法改正で冒頭大臣が言われましたけれども、目的に農林漁業の発展に資するということを盛り込んだ、これ自体は重要なことだと思っておりますが、それと比べても、業務範囲での拡大というのは、農林中金が員外のところへどんどん貸し出すということを認めていくという法改正であって、盛り込まれる本来の目的とは逆行することになるんじゃないかと。資料の三枚目のところでごらんいただきましたんですが、現状でも農林中金は系統金融機関から集

めた預金のほとんどをそれ以外のところに貸し出して、逆に農協や組合員の貸し付けは、額、率とも減らしているということは一目瞭然だと思ふんです。それは、先ほど停滞し意欲減退ということを言われましたが、しかしそれだけとは言えない。

そして、ますますこういう形で員外が広げられる道を開くことになれば、よりもうかる方向にと、本来のところに貸すよりこっちの方がいいんだということになっていくような改正になって、それでは農林水産業者の農協離れが進むばかりになってしまふと思ふんですけれども、これは目的との関係がありますので、大臣に認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 過去のさまざまな経験を教訓にいたしまして、適切な運営に努めていかなければならぬことは言うまでもないと思ひますが、農林中央金庫の機能は、会員のための金融の円滑化及び系統への収益還元ということが基本になるわけでありまして、会員外への貸し出しの拡大により、安定的に収益を系統内に還元するということが可能でありまして、運用に当たりましては、農林中央金庫の目的に反しない範囲で認可をするという、そのことを原則にして目的を遂行していくということに努めるべきだと、かように考えます。

○笠井亮君 過去の教訓、いろいろ問題があったということは今も言われたと思ふんですが、それに対して、それに立って適切に運営の保障というふうに言われますけれども、私が伺っている範囲でいきますと、結局は後は農中の自己責任ということに最大の保障を見出しておられるわけで、そういうことになると、これは法律をつくるに当たって本当に責任を果たしたということにはならないというふうには私と思ふんです。

協同組織が協同組織の枠を超えて、専業をやっているプレーヤーと同じ立場で勝負しようとしたら、私、もともと基盤が違うのでなかなか勝負にならないというのが冷厳な状況だと思ふんです。

大競争で勝ち残る道というのは、私はこういう形での業務拡大ではなくて、本来、組合員あるいは会員一人一人を大切に改訂である、そういう道にこそ生き残りがあるという主張を申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○須藤美也子君 私、農協法の改正について質問いたします。

今回の農協法の改正のまず第一の事業として、これまで貸し付けが第一の事業だったのが、今度、営農事業、これが第一の事業に変わりました。しかしながら、これはいろいろ全国各地を回ってみますと、組合員の要求が一番強いのは営農指導と販売事業であります。そういう点で、今回営農事業を第一に掲げたということは当然のことだと思ふんです。

しかしながら、農協の営農指導員が年々減少しております。そういう中で、法律だけ改正しても、実際、その中身はどうなのか、裏づけとなる営農指導の体制をどのように強化していくのか、まずその点、最初お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 営農指導の重要性は今先生御案内のとおりでございます。少し詳しく説明させていただきますと、まず、技術指導水準が低く、篤農家や法人経営、先駆的青年農業者のレベルにははるかに及ばない、昨日の議論にもあったとおりでございます。また、農家の知りたい栽培技術等を十分身につけていない、合併により少なくとも組合員とのつながりが希薄化するのではないか、また、営農指導員の数をふやさないと、今先生のお話などの御批判が今日寄せられているということは承知しております。

したがって、今後、厳しい農業情勢のもとで、担い手の育成、食料自給率の向上等を図るための構造改革を進めることが急務となっております。この第一の事業として明記したところでござい

ます。このような考え方のもとで、地域農業改良普及センター等と連携を図りながらその実を挙げてい

く。また、法人経営、大規模家族経営等とのネットワーク化を図りながら指導の重点化を図る。試験場、肥料・農薬等のメーカー、地域農業改良普及センター等の協力を得て営農指導員の資質の向上を図る。そして、マーケティング、消費地の店舗展開等を視野に入れながら農産物の有利販売の観点からの対応を戦略的に実施していく。かように、生産から農産物販売までをカバーすることが重要を旨として営農指導の質の向上を図ることが重要だと、かように認識しております。

○須藤美也子君 改良普及員と一緒に連携をしながらと申し上げておられますけれども、その改良普及員も数が減少しているんです。ですから、質を変えて、中身を変えて、それだけでなくて、やっぱり体制を強化していく、こういうことをきちんとやっていただきたい、こう思ひます。

さらに、合併の問題が出ました。合併しない前の組合員の方々は、それまでは懇切丁寧に営農指導を受けていた、いろいろな相談に乗ってくれた、しかし大型合併したら、肥料や農薬の問題について相談に行っても窓口ではわからないと、この現物は基幹支店にあるとたらい回しにされている。こういう農協合併でいいのか。だから、組合員の皆さんは農協を利用できないようなそういう仕組みに合併によってされてしまっている、こういう問題が起きてくるわけです。ですから、組合員から農協が利用され、そして農協が頼りになる、こういう農協に変えていかなければだんだん農協離れが進んでいく、こういうふうと思ひます。

そういう点で、組合員の要求を実現するために、せっかく営農指導を第一に掲げたわけですから、この法の精神に基づいて裏づけとなる営農指導体制を強化してほしい、さらに合併農協に対してそういう指導を強化してほしいと思ふんです。その問題について簡潔に答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 簡潔にという御注文でございますが、実際、合併によるメリットもたくさんあります。それは効率的な面のメリットもありませんし、合併によって、弱い農協に人材がなかった場合、今度、優秀な人材が幅広く活動、活躍できるといふようなことも考えられるわけでありまして、例えば、石川・能登わかばJAのように、能登白ネギを戦略的作物として栽培技術の高位平準化に取り組み、産地ブランドを確立して有利に販売しているという例もあります。

それから、先生の地元でありまして、山形のさがえ西村山JAのように、多数の資材購買店舗を一敷力所の広域配送センターに集約することでコストを削減しているなど、手元にまだまだありますけれども、簡潔にということですから二つの例を挙げましたけれども、このような取り組み事例を見てもおわかりのとおり、合併によって多様化する、また高度化する組合員のニーズにより的確に対応できると。

私は、営農指導の強化というのは数ではないと、かように思ふわけでございます。やはり優秀な人材をいかにして確保するか。一人の人材でも数多くの人々に的確な指導をするということができると、かように思ひますし、やはり自己責任原則というのは生産者の側にもあるわけです。本当にいい農業をやりたいと思ったら、出かけていってでも、探してもそれにかたえる、そういうものを生産者自身これから持たなきゃならぬ。

そういう意味では、合併によって優秀な指導員がここにいないということになれば、今道路も整備されましたし、出かけていって訪ねて、あるいはまたインターネットもありまして、それは生産者みずからの努力と、数少なくとも優秀な営農指導員の存在ということが私は問題を解決できるんじゃないか、かように思ひます。

○須藤美也子君 人材と質の問題もあるかもしれないけれども、組合員が多様な要求を持っているわけです。多様な作物をつくっているわけですから、その現場に出かけていって指導

をする技術指導や営農指導、あるいはそういうさまざまな相談に乗ってやるにはやっぱり体制も人の数も必要だと思ふんです。ですから、そういう点では、今回の法改正の裏づけとなる営農指導の体制を強化する、質の問題も含めて数の問題も、これをぜひ取り入れなければ、法を改正しても意味がないんじゃないかというふうに思っていますので、そこを強く要望したいと思ひます。

次に、今回の法改正の三十条三項、これは非常に問題がある法改正だと思ふんです。つまり業務の執行体制についてです。政府は規制緩和、規制緩和と言いつつ、一方で農協に対しては人事の役員体制まで法律で決める、規制する、義務化する、これは矛盾があると思ふんです。特に、信用事業を行う組合は、役員として信用事業を担当する専任理事一人以上を含めて常勤の理事三人以上を置かなければならない、こういう改正案ですね。三人の常勤理事を置かなければならない、その根拠は何ですか。これは局長さん、お願いいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在の平均的な農協の実態からいいますと、常勤理事が一・九人、そして実務に精通しているいわゆる学経理事が〇・四人ということでございます。なかなか複雑高度化する業務に対応し切れない状況にあるということでございます。

特に、何回も申し上げておりますとおり、来年の四月からペイオフが解禁されるということで、特に信用事業についての業務執行能力というものを抜本的に強化することが必要であるということがございます。今回、考え方をいたしましては、信用事業のみを担当する常勤理事が一人以上、そして信用事業以外の他の事業を担当する常勤理事が一人以上、これらの両理事の専断専行を防止して牽制機能を確保するための全体を総括する常勤理事を一人以上という考え方で、少なくとも三人の常勤理事が必要であるという改正を行つたものでございます。

○須藤美也子君 三人になればうまくいく保証というのではないと思ひますよ。例えば、組合長が悪いことをして、そしてそのあとの二人がそれにはいいと言つていけば悪くなるわけです。そこをチェックするといふふうになれば、一人のものが三倍になって、ますます悪くなるというケースもあるわけです。

ところで、現在、三人以上の常勤理事を置いてある農協は幾つあるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 常勤理事を三人以上置いている農協は、平成十一年事業年度で三百三十二組合ということでございます。全体の約二割でございます。

○須藤美也子君 たった二割でしよう。八割の農協が常勤理事をふやさなくちゃならないわけです。それは大変なことですよ。各地には、私の方も、山形県の例が先ほど出ましたけれども、山形県でも合併しないで頑張っている農協がたくさんあるんです。そういう農協が全国至るところにあると思ひます。

ここで、一つ例を挙げたいと思ふんですが、浜松の三方原開拓農協、これは信用事業を行っている小規模農協です。財政状況はまことに健全であります。昨年決算における自己資本率は三二・四八%、不良債権はない、農協に対して組合員の結集と信頼は非常に大きいと。農協とは農家の経営を助けるための組織という協同組合の原則を貫いて地域活動を行っている組合であります。常勤役員は組合長一人です。あと参事と金融課長がしっかり運営をしている。さらに、単協独自の信用事業等組織問題対策委員会をつくって、独自の将来構想を持っている。

こういう農協がなぜ三人必要なんですか。ここはどうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生今言われたように、小規模な農協の中で、一人の組合長を常勤にして、極めて優良な経営を行っている組合があるということも承知をしているわけでございます。

しかし、翻つて考えますと、今後金融業務というのにはますます競争が激化して、その運営が非常に難しくなっていくと。大事な大事な組合員農家の貯金を預かっているわけでございます。一たん破綻ということになりますと、その組合員農家だけではなくてはかの農協にも、大きく言うと全国的に系統に迷惑をかけるというようなことがございまして、何とかそういうようなことを防ぐということが必要になってくるわけでございます。

これからのことを考えますと、一人で信用、販売、購買、営農指導、共済といった、今後ますます高度化し複雑化していく業務を完璧に行うというのはなかなか実際問題無理ではないかというふうに考えておりますし、執行体制というのは、意思決定と牽制する理事と、それから業務執行に当たる理事といふふうなものに分けるというのが世界的潮流にもなっているわけでございます。そういう意味で、今回三人以上の常勤理事ということと措置させていただいたわけでございます。コストがかかるかもしれませんが、やむを得ない状況であるということと御理解いただきたいというふうに思ひます。

○須藤美也子君 何か答弁がつからそうですね。ということとは、ペイオフ解禁に向けてそういう体制をつくるということは金融の論理ですよ。銀行の論理で農協を律していく、そういう考え方で、最初の第一の目標、事業、営農指導が第一と、こう言ったにもかかわらず、第一の目的は、第一の事業は金融になるわけですね、貸し付けとか。そういう矛盾もあるんじゃないですか。

この組合長は、常勤理事三人制などは大規模農協では必要かもしれないが、私の方の組合ではこのようにしっかりやっている、しかも三人の常勤理事を置くという財政的な余裕もない、そういう余裕があるのであれば組合員の営農とか組合員の暮らしのために向けたい、こうおっしゃっています。

法案は、一生懸命地域のために頑張っているこ

ういう農協を苦しめる法案になっているのではないですか。

○国務大臣(武部勤君) 御心配の向きも否定するものではありませんが、今局長が答弁しましたように、今後合併なども相当進んでいくだろう、かように思ひます。そういう過程で、幾ら優秀な組合長でも、信用事業、販売事業、購買事業、営農指導、こういったこと、しかも今後こういった事業が高度化し、複雑化していくということについて、一人で完璧に行うということとは実際上無理であろう、かように思ふわけでありまして、こうした規制をかけることはやむを得ない、少なくとも現時点ではやむを得ないことではないかと私は考えます。

なお、常勤理事を新たに設置する場合に、自組合の金融担当職員が職員の身分のまま常勤理事を務めることも可能でありまして、これにより常勤理事の設置に関する過度の負担ということとは、ある程度軽減できるのではないかと、かように考えます。

○須藤美也子君 この間の郡司委員の質問にもケース・バイ・ケースとしてという御答弁があったようだけれども、例えば組合の職員の金融担当の人が理事になったりすると、そうすると、金融担当は独立しなくちゃならないでしょう。兼務できないわけでしょう。そうすると、職員はほかの仕事をやっているわけですから、担当職員は。そうすると、一方で職員のリストラをしながら、一方で常勤理事をふやすために、営農担当をしている人、あるいは組合員の暮らしのために一生懸命頑張っている人たちが、職員が削られることになるわけですね。

ですから、この問題も含めて、実施は十五年です、それまでの間に、こういう全国各地にある、一生懸命地域経済のために頑張っている農協の方々を苦しめなくて済むように、そういう援助をしていただきたい。それから、むしろ、こういう地域のために頑張っている農協に対してこそ支援すべきだと思ふんです。

その点で、もう一つ、大臣が今合併の方向に向かっているというようなことをおっしゃいました。が、今回の法案をここに無理やり農協を合併に追い込んでいくような、そういうことはやらないでしようね。どうですか。

○国務大臣(武部勤君) 無理やりやるということではできないでしょう。しかし、合併のメリットというものは先生も既に理解いただいていると、かように思いますので、今回の改革法の内容も、組合員に対するメリットを最大限に発揮することを旨として事業、組織の全般にわたって見直しを行った結果であることを御理解いただきたいと思っております。

特に、組合員等の大事な財産を預かっているという以上は、信用事業の破綻ということは絶対避けなければならぬというふうなことは、やはり今回の法律の極めて重要な原則であるということをお御理解いただきたいと思っております。

先日、ケース・バイ・ケースということをお申し上げましたけれども、それは一つの大原則、この法律のもとにいろいろなやり方、多様な農協の運営、経営の中でいろいろな方法があるのではないかとというようなことで申し上げた次第でございます。

○須藤美也子君 では、この法案をここに無理やり合併するような指導はしない、こういうふうな理解をいたします。

そこで、先ほどの御答弁の中で、やっぱりJAバンク構築のためのそういう至上命令によって農協をそこに構築していく、こういう構想を持っているのではないかと、こういうふうなふうに思っています。全体をそういう体制にしていこうと。

そういう中で、住専問題の教訓は、これはもうしっかり学んでいってほしいと思うんですけれども、地方の信用金庫などがあの当時パブルに踊らなかつた。地道に地元企業を育てて共存して、経営も健全に発展させていることから、農協も信用事業もこれに学ぶべきだと思っております。金融専門家の方々も、農協はもっと消費者や国民と結

びついた事業のやり方ができるし努力すべきだ、こうおっしゃっています。

常勤理事が多数いる広域合併組合での金融不祥事が多いこと、こういうことを見ても、常勤理事の数も三人にしたから、もう一度繰り返しますけれども、うまくいくという保証は、私は現時点ではそういう保証はない、こう言わざるを得ないと思っております。まず、大型合併した農協のこういう金融不祥事がなぜ起きているのか、こういうことからも教訓を引き出して、どういう体制をとっていくのか、そういう点を真剣に検討していただきたいと思っております。

一方で、この三方原開拓農協のように協同組合の原則を守って、地べたに根を張ったような運動や事業を展開しているところはやっぱり強いです、地域にとっても強いですよ、そういう農協は。

ですから、そういう点では、こういうところにも強制的に三人体制でやりなさいとかというようになことを今回の法律で義務づけるということ自体、大変私は疑問を感じます。

さらに、今回の改正案で、なぜ事細かくそういう人事面を法律で義務づけるのかというのが、私は非常に腑に落ちないんです。農協や連合会のそういう人事、経営管理委員会もそうですけれども、それはそこそこの農協の定款というのはあるわけですから、そういう法律で義務づけるということ自体、非常に問題があるのではないかと。農協というのは自主的な組織であって、民主的な運営を保障すべきであって、このように事細かく法律で規制するというこのこと自体、私は今の規制緩和のこういう方向からすれば逆行している、こう言わざるを得ません。

そこで、時間がありますので、通告していたものをはしりまして、農民を農業者にして法人を正組合員にしていく、この問題の法改正があるわけですが、この矛盾についてお聞きしたいと思っております。

これまで法人経営は農業以外の事業を行っている場合は正組合員になれなかつたわけですが、以外の事業をやっているところはですね。ところが、今回の法改正で、一括してそういう法人、農業以外の事業をしている法人も株式会社も三百人未満のところは全部正組合員になると。このことによつて農協が農民の協同から事業体の協同に変質していくのではないかと思っています。こういう心配はありませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生の、法人経営の問題でございます。農協の問題というよりも、農政全体の問題だろと思うわけでございます。今後、農政が国民の理解と協力を得て円滑に推進されるというためには、やはり効率的で安定的な経営体が農業構造の相当部分を占めるような農業構造を樹立するということが急務になっているわけでございます。

その経営体のことを考えますと、やはり主体は家族経営の大規模経営というものが発展をしていくとは思ってございまして、一方で、一方におきまして、担い手のいないところでございまして、あるいは生産条件の悪いところでございまして、あるいは意欲的な経営でございまして、とか、あるいは意欲的な経営でございまして、とか、そういうところを中心に、法人経営、組織経営というのも一つの方向ではないかと、こういうふうに考えているわけでございます。

そこで、今後、地域農業の中核として農協を位置づけていかないといけないというときに、法人経営は農協の組合員にしないんだというふうなことはなかなか地域農業のシステム化、戦略的振興というのが図れないと。そこで、やはり農業を営む法人、他の関連事業を営む場合も含みます農協の正組合員資格を与えまして、法人、家族経営を問わず、地域の農業者全体の組織として発展をさせていきたいというふうに考えたわけでございます。

組合員の議決権一票と法人の立場での議決権一票、一人一票制から一人複数制になっているわけですね。

それともう一つは、三百人未満ですね、正組合員になれるのが、私が二百人の株式会社をつくらとすると、農業もやりながら、協同組合に加わる。そして、私は量販店と契約栽培や出荷もする。農協組合員の生産者からも野菜を買う。こういう場合、農協と、株式会社は利益を追求する企業です、競争するわけですよ。農協も大きくしていかなくちゃならない、利益を上げなくちゃならない、法人も企業として利益を上げていかなくちゃならない。その場合、私は正組合員ですから、その調整はどうするんですか。それで農協が活性化するんですか。生き生きとなるんですか。私は決してならないと思っております。

最後に大臣からお答えいただきますけれども、農協そのものがますます企業体になっていく、それに対して組合員が大変不安を持っているんです。

私は若いとき、鶴岡生協の役員をしておりまして、選挙に出ましたから役員は首になつたわけですが、生協は中立ですから、ほかの団体と違ひまして、そういう立場で何をやってきたか。今も消費者運動に参加しています。今、鶴岡の私の地元の近辺の農協が生協と契約を結び、どんどんふえているんです。全農山形支部も生協と契約を結んで生産者のつくったものを買ってほしいと、そういう契約で産直をやっています。消費者と生産者がそこで結合するわけです。

地域の協同というのは、ましてや自給率の向上とか地域の農業振興を図るためにも、生産者と消費者が一緒に手をつないで地域を変えていく。協同組合同士の間で連携というのが私は非常にこれから重要になっていくと思っております。

同時に、そういう立場で企業を正組合員にするのではなくて、企業との共同の連携、連帯、そういう立場で私は農協がこれから事業なり運動を進めていくことが重要だと思っております。

それから、民主主義の原則を根底から翻す、一人一票制を覆すようなそういう法の改正は、これは農協を变质し、組合員がごんごん農協を離れていくと。

そういう点も含めて、もっと深く現場の組合員の立場に立って法の改正もやるべきだと思ふんですけれども、まずこの問題について、基本的な問題ですので、これからの二十一世紀の地域農業と農協のあり方も含めて私は今問うていますので、大臣から答弁していただきたいと思ふます。

○國務大臣(武部勤君) この改正も私は一つの過程の中にあると、このように思っています。農協は大きく变质しなければなりませんし、農協の目的だとか使命というものも大分変わってきたし、変わらなくちゃいけない。その中で、地域政策といえますか官農指導とかサービ部門、こういう部門はいずれ行政と一体になっていくのだらうと、私はこのように思っております。産業政策といえますか経済行為、こういうところは今までのような農協とは違った形で私は脱皮していくんじゃないかと、このように思っています。

先生御指摘の問題意識は私もかなり共通点を感じていると思ひますけれども、現時点にありましては、農協がダイナミックに変わっていく、そしてこれがさらにダイナミズムを生んで、場合によってはこれが新たな時代の要請にまた分化していったっていいんじゃないのかなと、私はこう思ひますが、いずれにしても、その過程の中の一つの大きな転換というふうに理解をいただき、議決権の問題にいたしまして、まあいいじゃないかと、私は、法人も一票ですから。しかし、それで構成されている人たちが農業に従事するのであれば、その法人が百人でも二百人でも新しい雇用力を抱えて大きくなっていくというのなら、そして農協にもいろんな新しい考え方、意見を反映させていってそれが前進するならこれも結構じゃないかと、私はそのように考えております。

○須藤美也子君 時間ですので、終わります。

○若本在太君 無所属の会の若本在太でございます。いよいよこの農協二法の最後の質問にならう

かと思ひます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず冒頭に、先ほど須藤委員からの御質問に對しまして大臣の御答弁の中で、農協の官農指導の優良事例として能登わかばの例を挙げていただきました。私は、担当していた一人として、御評価いただいたこと、大変感謝をいたしたいと思ひます。そういう答弁をいただきますと質問が大分鈍るんじゃないかという感じがいたしますので、鈍らないように頑張らせていただきます。

法律に關します細部の質疑はもう皆さんおやりになりましたので、農協一般について日ごろから考へておりますことについて質問を、私の場合はその点に關しての質問をさせていただきますと思ひます。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕
私が言うまでもなく、農協、これは農家にしろ農民にしろ、そういうものに対する役割としてはもうこれ以上ない大変重要なものでありますし、今までも実績もあるわけですし、これからもそういう立場をずっと継続していかなくちゃいけないというふうには私は思っております。

それは、やっぱり農協というものはいわゆる農業という特殊産業に對してのものだと思ふんですね。一般企業なんかではやっていても、農業といひますと、どうしても個人経営。法人が今度施行されているようですし、大分進んでおりますけれども、例えば法人にしても、よく見ますと、私のおります北陸なんというのは個人法人みたいな法人が非常に多いものですから、いわゆる法律的ないろいろな優遇措置を受けるために法人化していくというふうなもので、実態は個人と同じというふうなのが結構あるように私は受け取っておりますので、そういう個人的な経営、小規模な経営であるものに對する、それを助けるというような意味で農協というのが大変大きな役割を果たさなければいけないのではないかと。

具体的に言えば、例えば、一つの産業ですか

ら、一般の企業であれば、もうけの中でいろいろなことをできるわけですね、将来の見通しに對して。ところが、個人経営ですと、そこまで財政的にも労働的にもなかなかできない。具体的に言えば、新しいものに対する試験研究、あるいは情報をどうやって得るか、情報の提供、あるいはこれはいろいろ出ておりますけれども、流通面なんか個人であればなかなかそういう技術は持たないという面をどう補うかというためにあるのと私は思っております。そのために、農協そのものにも、いろいろな面で農協を育成しようという、優遇措置と言つては言い過ぎかもしれませんが、けれども、いろいろな助成なりがあるんだと思ふんです。

〔理事岸宏一君退席、委員長着席〕
そう思っておりますが、実は最近ちょっと疑問だなと思ひますか、私なりの疑問なんですけれども、いわゆる他の一般の企業に比べて、そういう保護されているといひますか、ある程度育成されている、そういうものを持つて有利なはずかどうかという面であつて疑問を感じまして、私、具体的にはわかりませんが、例えば信用事業なんか、農協なんというのは営業せずに金が集まってくる。一般の金融機関とは全く違ふんだと思ひます。お米を売つたら大体農協に入つてくるといふようなそういう有利な面もございまして、また販売、購買面についても、お客様はほかの企業なんかと比べて確保しやすいと。

その面を本当は生かさなければいけないはずなんですけれども、これも質問にいろいろ出ておりますけれども、大規模農家なんかはいわゆる農業資機材を商系から入れた方が安くなるからそつちから入れるというふうな、ちょっと矛盾したような点が見受けられます。私の経験でも、農協のSSですか、ガソリンスタンド、あれなんか、ガソリンは、いろいろな地域性があるかと思ふんですけれども、私の知っている限りではどうも農協系の方が高いという印象を受けてしようがない。

い。
そういう面でも、なかなか農協の、本来あるべき農家を助けるとか、有利な面を生かしていくという面が生かされていないんじゃないかなという漠然とした思ひがあるんですが、その辺の実態を農林省の方はどうとらえられておるのか、まずその点から質問をさせていただきます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協は、ガソリンスタンドでございますとか、肥料や農業等の生産資材の提供を行っているわけでございます。

まず、先生言われたガソリンの小売価格でございます。一般的にはガソリンスタンドの競争というのには非常に激しいと思ひまして、近隣のガソリンスタンドの価格を考慮して価格が決められるということの中で、身内の全農の調査では、農協系のガソリンの小売価格の全体平均ということで見れば、商系と比較して大きな差はないということになっておるわけでございまして、場合によりましては、人口の少ない農村地域で競争も余りないというところにも立地をされているところは、競争原理がうまく働かないということで、割高になっておる面もあるのではないかと、割高に考へております。

それから、農業とか肥料とか、個々の物資の實際の購入価格を直接に把握することは非常に難しゅうございまして、全中が大規模農家に対して行った調査によりますと、やはり大規模農家の受け取り方は、農協の価格は高いとか、値引きがない、大口の割引がないというふうな不満が全体の四割を占めておられて、やはり価格は商系に比べますと高いのではないかと、そういうことが不満になっておるのではないかと、そういうふうに思っております。

そして、その原因は何かということでございます。やはり一つは、物流が全農、経済連、単協と三段階であるという物流の非効率でございまして、あるいは農協の平等主義ということで大口径割引を思い切つてしないでございまして、あるいは余り言いたくないんですけども、やはり営

業努力の面で殿様商売的な原料購入みたいなものをしていないかとか、そういう批判がある、そういうのが原因ではないかというふうに認識しております。

○岩本在太君 今のお話で、細かいことですが、ガソリンが地域性、おっしゃりたいのは、余りスタンドがないところであれば少し高目になるだろうというお答えだと思っておりますけれども、そうじゃなくて、実際にいっばいあるところも高いんですよ。私なんか、そういうものを担当した立場から、高くともこれは育成のために買わざるを得ないかなという思いで買っておりますけれども、実際そういうものがあるということをお認めいただきたいと思っております。

私、その原因はどこにあるのかということをお尋ねしようと思いましたが、今お答えがあったわけですけれども、殿様商売、物流の非効率化という御指摘ですが、これは結局、経営のやり方が悪いということだろうと思っております。これは適切な例かどうかわかりませんが、例えば信用事業なんかについても、本来であれば、例えば一般銀行なんかを卒業された方でもいいから、そういうものになれている人が本当は農協でいろいろ助言を与えるとか、そういう方向の方がいいんじゃないかということ、随分試みたことがあるんですけども、それがなかなかそういうところへ行かない。これは一つ殿様の必要かなという気がいたします。

それと、やはり合併という面から見ますと、もう一つは人の数が多いということはないんですか。その辺、いかがでしょうか。
○政府参考人(須賀田菊仁君) ガソリンスタンドでございますか。赤字体質であるということの理由の一つで、事務管理費が高くなっているというところは、やっぱり人件費が高いのではないかと、ということがあると思います。それから、顧客が余り来ないというのは、設備が老朽化したものを使っているという面もあるのではないかと。それから、営業日数も、休日休む、書き入

れどきの休日に休むとか、そういうこともあるのではないかと、そういうことにもあります。
○岩本在太君 これは、今の競争社会の中で農協が生き残るための大きな仕事であると思っております。したがって、農協の問題、中心の問題になろうと思っております。農林省としても今のようないかと思っておりますか、具体的には関与はできない方向性といえますか、指導といえますか、そういう働きかけをしないか、指導といえますか、そういう働きかけをしないかと思っております。傍聴しているだけではないかと思っております。農林省はお考えか、お願いいたします。

システムの方では、一つはやはり物流を、物流コストが高いという批判にこたえまして、広域集中システムの構築ということで物流コストを削減する。具体的には、全国事務集中センター一カ所を設置し、そして全国の配送拠点を三百カ所に集約をして、これまでのような全農、経済連、単協といったような物流を著しく効率化してコストの削減を図ることが一つでございます。それから、大口の利用者、担い手の方々に対してロットとか配送形態を考慮して有利な価格帯、まあ割引でございますけれども、そういうものを設定する。それから、低コスト資材の拡大のために、営業努力でございますか近代設備に更新していく。この三点を中心にして、平成十七年度までに最大で二割程度の価格引き下げというものを目標にしたいということをおっしゃいます。

我々としても、そういうような努力を、取り組み状況を定期的にチェックしながら、着実に改革が進展するということを期待しているところでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいま申し上げましたような原因を分析いたしました。やはり組合員農家に安定的な価格で資材等を供給するという農協本来の使命を果たすことが重要ということで、現在、系統とも協議をしているところでございます。

それと、次に、農協合併といいますが、合併助成法がたしかことしの三月で切れたというようにございまして、これは随分前から相当力を入れて農協合併というのはやられた。私の理解では、これは例えば共済とか信用面、先ほど大臣は、営農指導面でもいろんな広い方が、いろんな専門家がおりますというように、確かにそういう御指摘もあると思っております。どちらかというと信用面とか、そういう面の安全性その他でスケールメリットがあると私は思っています。そういうものに協力してきた身でございますが。

きのう、ちょっとレクのときにお聞きしたら、共済は全国一本化しているけれども、JAバンクです。私はJAバンクは最近組織がえして名前を変えましたので、つきり統合されているものと思っております。何かそうでもないかと。今回のこの法改正も、中金の役割を見ると必ずしも一本化するようなことは書いていないと思っております。相当世の中でもJAバンクと違って宣伝されている。これは競争の激しい時代ですから当然のことだと思っております。私が考えていたのとちょっと違うような印象を受けておりますので、その辺、今、JAバンクというのは統合化されているのかどうか、いわゆる業務の運営はどんなふうな仕組みになっているのか、それをひとつ御答弁いただきたいと思っております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在、金融面、いわゆる信用事業面での系統の現況は、まず単協が

組合員農家から貯金を受け入れて、自分のところで運用し切れなかったものを信連に預け、信連が自分のところで運用をして、運用し切れなかったものを農林中金に預ける、そして農林中金が外部経済との接点に立って運用してこれを順次還元していくという、資金の流れは一つの系統というふうになっているわけでございます。

ただ、やはり住専の反省後、信用事業を中心に組織の二段化を要請していたわけでございますけれども、やはり一つ一つが独立性を持って資金運用をしておりますし、あるいは農林中金の要求するようないかな、不良債権のない形態にあるという信連が少ないというふうなこともあって、なかなか組織の二段化というのが進まないというところで、大変頭を悩ませている点でございます。

ただ、各単協、各信連がばらばらに資金運用をしておりますために、能力を超えた運用をいたしまして破綻をするというケースが見られるわけでございます。

今回はこういうことに対処をいたしまして、一つは、名実ともに一つの金融機関となるようなシステムとして農林中金を中心に信用事業の自主ルールというものをつくりまして、それに基づきまして問題農協を早期に見つけまして、事業譲渡でございますとか合併でございますとかの指導をする体制にするということを一つの柱として改正をしているところでございます。

そのほかに、やはり破綻のないような運営をするということ、農林中金が中心となりまして、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというのを、まだできていないというのが金融業界の中ではちょっと手おくれのような気がしますが、今回、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというものを構築して、全国で統一のかつ高水準の貸出審査等の金融業務を行えるようにすることによりまして、実態を伴った真のJAバンクシステムというものを確立することを目指していただいております。一方において、組織の二段化ということも鋭意努力するこ

と、大変頭を悩ませている点でございます。

そのほかに、やはり破綻のないような運営をするということ、農林中金が中心となりまして、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというのを、まだできていないというのが金融業界の中ではちょっと手おくれのような気がしますが、今回、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというものを構築して、全国で統一のかつ高水準の貸出審査等の金融業務を行えるようにすることによりまして、実態を伴った真のJAバンクシステムというものを確立することを目指していただいております。一方において、組織の二段化ということも鋭意努力するこ

と、大変頭を悩ませている点でございます。

そのほかに、やはり破綻のないような運営をするということ、農林中金が中心となりまして、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというのを、まだできていないというのが金融業界の中ではちょっと手おくれのような気がしますが、今回、全国一元的なコンピュータネットワークシステムというものを構築して、全国で統一のかつ高水準の貸出審査等の金融業務を行えるようにすることによりまして、実態を伴った真のJAバンクシステムというものを確立することを目指していただいております。一方において、組織の二段化ということも鋭意努力するこ

とされているところでございます。

○若本在太君　そうしますと、合併というのは何のためだったのか、単協の合併によって片づけようとするだけのものだったのかなという、ちょっと元気の出ないような感じが、私が考えていた印象とは異なるような感じがするわけでございませう。

それで、今のお話で、結局何かやるようなお話がございましたけれども、負債の温度差といいますが、差は随分あると思うんですね。だから、そういうものを解決するために、いわゆる信用事業みたいなものはスケールメリットを求めるといふのは、現実には進まなさいいけない。それは、現実にはそういうものがあるからできないというのとは何かちょっと逆のような考えがいたしますので、そういう信用等はそこの辺でしっかりと統合といえますか、そちらの方に私は向かってもらうべきじゃないかなと思っておりますけれども、大臣、その辺、どうお考えですか。

○国務大臣(武部勤君)　農協の合併というのは、先生御指摘のように、さまざまなスケールメリットを求めているのだと思っております。同時に、さまざまな事業運営体制の強化、人員あるいは施設の効率化など、コストダウンというようなことも当然でありますし、信用事業についても、今先生御指摘のようなことを想定して、今、努力の過程にある、かように思っております。特に営農指導などについては、先ほど来御議論がありますように、人材がどちらかというところと偏っているという現状を考えましたときに、小さいところと大きいところですね、そういう面では大きな期待ができる、このように思っております。

これから、まだ過程にあるということを私、先ほど申し上げましたが、農林水産省としても、さらに農協の本来のあり方ということに照らして、多様化、高度化によって組合員のさまざまなニーズにこたえられるようにしていかなきゃなりませんし、また組合員のニーズだけじゃないと思うんです。これは、国民や社会の農協に対する厳しい

目もありますし、理解と協力がなければ成り立っていないということも前提に今次の合併に対する期待があるんじゃないか、かように考えております。

○若本在太君　要するに、いろんな難しい問題はあると思えますけれども、やはり農業所得、これは御存じのとおり減る一方ですから、それだけ考えたら農家の経済というのには非常に厳しいと思っております。それを打ち破るのは、たしか大臣も、二次産業、三次産業、例えば流通とかサービス、そういうものを取り入れてということで、そういうことによって農村に回してお金なりそういうものも変わらなくしなきゃいけないのじゃないかと思っておりますけれども、そういうことも含めて、難しい問題があると思えますけれども、より農村の活性化のためにひとつよろしく願いたいと思っております。

それと、合併で、先ほど出ましたけれども、営農指導といえますか、そういう面で確かに専門分野の人を一つの農協が広く抱えられるというメリットはございますけれども、今、合併と逆といえますか、いわゆる営農の面からいきましたと物すごい地域性が求められるんです。先ほどの能登わかの話も、あれはたしかネギだったと思っておりますけれども、あれも一つの地域で、あそこは合併した後でもそういうことを取り入れたわけ

です。一般的に見ますと、やはり営農指導の面からいくと、焦点を当てる地域がだんだん小さくなってくる、小さくしなくちゃいかぬ、その特性を生かさなきゃいかぬというふうに変わりつつあるように私は思っております。そういう点から見ますと、合併とちょっと方向が逆のような感じがいたします。片や合併をしなきゃいかぬ、片やそういう地域性を重視しなきゃいかぬという二面性を持つ。

これは大変難しいことかと思うんですが、そういう面について農林省の方ではどういうふうにお考えになっているか、御所見をお聞きしたいと思います。

います。

○政府参考人(須賀田菊仁君)　先生おっしゃるように、合併自身は、信用事業でございませうとか、共済事業を中心とした事業基盤を強化するでございませうとか、あるいは施設を効率化してコストダウンを図るでございませうとか、そういう意味でこれは非常に有効な手段になっているわけでございませう。

一方で、営農指導について見ますと、やはり先言われるような地域性、しかも地域の特徴を生かした高付加価値化、こういうものを旨とするということが一つの方向でございませうので、営農指導は広域合併によりまして組合員との関係が一般的に希薄化する、特に営農指導については業務運営体制の効率化ということでさらに不十分になるといふ批判が寄せられているわけでございませう。

そして、営農指導員の数がふやせるかという話でございますけれども、やっぱり営農指導というのは組合員の賦課金で主として賄われておりますものでございませうから、組合員の負担もそうかけることができないということで、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、その中の質の充実ということ、普及組織の協力を得、またITではございませぬけれども、担い手等のネットワーク化を進め、そしてマーケティングだとか、あるいは消費地へ店舗を設置する等々、そういう支援体制を整えて、中の質の向上を図っていくという方向で対応したいというふうにご考えている次第でございませう。

○若本在太君　なかなか苦しい御答弁で、私もそれですべて納得するわけじゃないんですが、今の段階では問題として指摘させていただきただけにしておきます。

最後に、農協に限らないで、農業政策といいますが、そういう面でも私なりの考え方をちょっと申し上げさせていただきます。大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

というのは、やっぱり今、地方分権の時代で、農業についても地方中心型ということで、もっと

施策をつくる場合もそういうふうな方向に行ったり方がいいんじゃないか。今、農産物の地域性もいろいろありますし、消費者のニーズもいろいろ変わってきています。国がいわゆる地方分権と言っているのは、今は全国一律でやれない時代で、地方のそれぞれの思いどおりにやらないとなかなか満足感、幸福感が得られない。それが国としてとつぽな方向に行けば別ですけども、そういうことにならないように機能するのが国じゃないかという思いがいたしまして、そういう面でも、農業についても、いい例かどうかわかりませんが、例えれば減反の方針、これは中央が出すと物すごく反発が出るし、反発しやすいわけですね。

それと、中央が計画を立てるときは全国を同じようにやらなきゃいけない。そうするとどうしても、あまいと言っては失礼かもしれませんが、農業のいろんな面で地方から声を出させて、地方を中心にして、それを先ほど言いました地方分権の考え方で、全国ベースとして見たときにおかしな方向に行くか行かないか、それだけを中央でチェックするといふ方が、農水省としても例えはその地元、ほかの地域に説明するのに、あそこはこういう事情があるんだということて言いやすいんじゃないのかな。

自分のところですべて何でも、農林省ばかりでない、全中なり全農もそうかもしれませんが、そういう農業団体の中央もそうかもしれませぬけれども、むしろ上からやるんじゃないかと、下からやったりやつを調整するといふ、そういう方向に私は行くべきじゃないかと。

言うはやすく行は難いと思えます。それは地方の認識もあると思えます。地方がどのぐらいそういうふうな動きかどうか。これは私も自分の地元では随分そういう話をしているんですけども、なかなか正直言って動きません。動かないですけども、だんだん、徐々にではあってもこの改革の時代にそういうふうな方向に農業も行くべきじゃないかなと思っておりますが、その辺、大臣

の御所見をちょっとお願いいたしましたして、質問を終わります。

○国務大臣(武部勤君) 経済の論理からすれば、市場原理ということで競争政策をどんどん取り入れてやっていくということが活性化の原動力になる、このように思っています。

しかし、そういう意味では、農協などのあり方ということについては大いに見直しをしなければならぬというようなことで今回改正をお願いしているわけでありませうけれども、特にこの中で大事なのは、公共の原理ということをお忘れちゃならないと思うんですね。これは国民の皆さん方の理解と協力を求めていかなきゃなりませんけれども、やはり地域を支えているというのが農協の存在価値として非常に大きい、このように思います。

でありますだけに、農林水産省が中央からメニューをつくってこれを提示して無理やり食べさせるというやり方ではなくして、地方分権ということよりも、遠藤副大臣あたりは地方主権ということを盛んに言うんですけれども、一人一人が自立することによって地域が自立していくということになれば、やはり地域が自立していくということでは、国全体がよくなくていくんだという意味では、今の先生のお話は全く同感でして、今後の農林水産行政の上でそのことを十二分に考えて、全国画一的な政策展開にならないように、それぞれの地域の自立性というものを、自助、自主ということを尊重した農政の展開に努めていきたいと思っております。

○若本庄太君 どうもありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないようです。両案に対する質疑は結局したものと認めさせていただきます。

農協同組合法等の一部を改正する法律案の修正について郡司君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。郡司君。

○郡司君 私は、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合を代表して、農協同組合法等の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付をされております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。近年、我が国の農業及び金融をめぐる情勢は急激に変化しており、農協系統組織の体制整備・体質強化を行うことが重要な課題となっております。

このため、政府原案におきましては、組合員の多様なニーズに対応した事業運営が確保されるよう、組合の業務執行体制を強化するための各種の改正が行われております。

しかしながら、今回の改正が真に農業者の利益の増進につながっているのかどうか、一定の期間が経過した後に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要があります。

修正の内容は、法律案の附則に、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との検討事項を追加することであり、何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、農協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案に反対の討論を行います。

農協改革で最も大切なことは、組合員が主人公の視点に立って組織、事業を見直していくことで

す。ところが、政府案はこれら協同組合の基本原則、民主的運営原則に反するものとなっております。

反対の第一の理由は、業務執行体制強化のため、信用事業を行う農協に三人以上の常勤理事を置くことを義務づけることです。これでは、非合併・小規模農協をつぶそうとするものです。広域合併しなければできない無理な業務体制を義務化して、合併を強制するものです。

第二の理由は、経営管理委員会に関して、これまで定数五名以上ですべてのメンバーが正組合員としていましたが、これを外して准組合員や員外にも認め、さらには代表理事の選任権も与えることです。組合員の代表でもなく、組合員によって選ばれた者でもない理事が代表として日常業務の最高責任者になることは、農協の民主的運営を形骸化しかねないものです。

第三の理由は、中央会と農林中央金庫の機能、権限を強化することは、組合員主体の農協運営と単位農協が主役の系統組織という協同組合の民主的運営の原則に逆行するものと言わざるを得ません。当面する金融情勢への対応策とはいえ、中央集権的に早期発見、早期是正のための自主ルールによって経営困難な単協が行う信用事業の権限を奪い、強制的に信連や隣接農協に合併や事業譲渡をさせ、さらにその勧告に従わないときには除名まで行おうとするのは、協同組合にあってはならないことです。

次に、農林中央金庫法案についてです。今回の改正の中心をなす業務範囲の拡大は、従来の貸出先業種を会員団体中心に限定列挙するやり方から、会員以外の業種限定のない貸し出しを農林水産大臣の認可で認めようとするものです。

これは、野方凶な融資につながる可能性を拡大することにも、農林中金の系統金融としての性格を変質させることにつながり、賛成できません。

なお、総則で農林中央金庫の農林水産業の位置づけを明確にしたことは賛成できますが、業務範囲の拡大の問題点が大きい以上、法案全体には反

対するものです。

なお、農協法の修正案について、政府案により講じられる措置を実行する立場から五年を目途に点検、見直しとするもので、賛成できません。以上で両案についての反対討論を終わります。

○委員長(太田豊秋君) 他に御意見もないようです。討論は結局したものと認めさせていただきます。

それでは、これより農協同組合法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、郡司君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よって、郡司君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、農林中央金庫法案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 漁船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武部農林水産大臣。
○國務大臣(武部勤君) 漁船法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁船法は、漁船の建造等の事前許可制度と漁業に従事している漁船の登録、検認の適切な実施を通じて、漁船の用途、性能について確認を行い、不適切な建造計画を排除するとともに、無許可操業漁船の出現を未然に防ぐことにより、漁業調整に貢献してまいりました。

しかしながら、近年、省エネ化による漁業支出の低減、漁獲物の鮮度を維持するための高速化等を図るため、漁船の長さが長くなる傾向にあり、漁業の許可を行う者と漁船の建造等許可を行う者が一致しなくなってきたため、建造等許可の申請先の統一による手続の円滑化及び漁業者負担の軽減が求められているところであります。

また、平成十二年三月三十一日に閣議決定されました再改訂規制緩和推進三カ年計画において、都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め検討を行い、平成十二年度以降早期に措置を講ずることとされております。

このため、漁業者の負担を軽減し、また、規制緩和に資する等の観点から、建造許可制度及び漁船登録制度の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、建造、改造及び転用の許可の対象となる動力漁船の区分の見直しであります。

農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ十五メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行う行政庁が建造等の許可を行うこととしております。

第二に、漁船の登録票の検認期日の延長であります。

登録をした漁船及び登録票について、都道府県知事の検認を受けなければならない期日を、現行の三年から五年に延長することとしております。

第三に、指定認定機関についてであります。農林水産大臣または都道府県知事は、指定認定機関に、動力漁船の工事完成後の認定の業務の全部または一部を行わせることができるものとする

こととしております。第四に、指定検認機関についてであります。都道府県知事は、指定検認機関に、漁船の登録票の検認の業務の全部または一部を行わせることができるものとする

こととしております。以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は午後二時に議することといたします。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。午前十一時四十三分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、加納時男君が委員を辞任され、その補欠として亀井郁夫君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

漁船法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に水産庁長官渡辺好明君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに

御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 漁船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。

いよいよ水産の方に審議が入ってまいりました。私の出番となつてまいりました。これまでは郡司理事がやっていたんですが、私は魚津市出身で、前の大臣にもちょっと言ったんですが、魚津という魚のつく町でございます。全国に四つしかない自治体の出身でございます。あわせまして、そういうこともありまして、私は演歌が大好きでございます。カラオケへ行けば大体演歌、北島三郎、得意なのは「北の漁場」でございます。

そういうこともありまして、きょう質問に入る前に、何を食べようかなと思つて、昼飯を食は魚たっぷりの握りずしを食べてまいりまして、少しでも気持ち水産に行こうというふうな思いで今、立ちました。少し気合いを入れていきますので、三十分間あります。よろしくお願ひします。

まず、漁船法が参議院先議ということで審議をされます。その後、水産基本法関連法案が回つてまいりまして、まさにこれからの日本の漁業のあり方を真剣に議論する、そういう基本法を含めた議論の展開がされると思ひます。漁業に携わる人あるいは流通に携わる人たちが、国民全体が関心を持つてこの審議を見ているというふうには思ひますし、それにこたえるような審議をさせていただきます。

そこで、漁船法であります。漁船法の目的の中に「漁業生産力の合理的発展に資する」というものがございます。ところが一方では、これからの漁業は二百海里というものを無視できないということになってきます。二百海里内の資源の保存という責任もついて回ります。

北島三郎の「北の漁場」の中に、二百海里ぎりぎりに網をまいていくという歌詞もございまして。そういうことを思ひます。この二百海里時代にあつて水産基本法が出る、その二百海里ということになってきます。この漁船法はどういうふうなかわりで貢献をしていくのか。単に規制緩和だけでこれをやるんだ、あるいは地方分権で少しも漁民の方の負担の軽減ということだけでは私はないと思ひます。この漁船法の果たす役割は、そういう意味で、もう一遍、大臣の方から、漁船法の果たす役割、これについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(武部勤君) 先生がサブちゃんを愛唱しておられるということは、私と全く趣味が一致しております。一度お手合わせをお願いしたい、かように思ひますが。

今、先生お話しございましたように、二百海里時代になりました。四万五千平方キロメートルの二百海里内における資源をどのように守り、育て、そして、この資源に見合った操業秩序、つまり資源管理型の漁業を定着させていくかということが日本の水産の道しるべだと、かように思ひます。

そういう意味では、漁船法は、漁獲努力量の重要な要素である漁船の隻数、総トン数、馬力数を管理するものでございまして、今回、TAC制度に加えて、漁獲努力量を管理するTAE制度を新たに導入することとしておりまして、TAE制度が機能するためには、漁獲努力量を正確に把握する必要があります。したがって、資源管理の面で漁船法の果たす役割は一層重要になってきていると、かように思ひます。

なお、漁船法につきましては、今回の改正によ

りまして、漁船の建造等許可の区分を見直し、漁船の建造許可を行う者と漁業の許可権者とを一致させることとしておりまして、漁業許可権者が漁獲努力量の把握をよりの確に行うことができるというところが非常に大きな意味を持つと、かように存じます。

○谷林正昭君 非常にこれからも大事な法律だという認識、私も持っております。

それで、ちょっとこれは通告してないんですけども、このTAE制度、水産庁長官、これは言いにくいんですけどね。TAC法のように何かそういう略語はないんですか、今のところ。

○政府参考人(渡辺好明君) 私たち庁内では、日本の女性の名前、タエと言っております、タエ制度と。ちょっと言いにくいかもしれませんが。

○谷林正昭君 それでは、これからタエ制度ということで、命名は水産庁長官がつけられたということ。これまで全部ティーエーイーと言っていたんです。言いにくいんです、正直言っています。

それじゃ、タエ制度という言葉を使わせていただきますが、今大臣がおっしゃいましたように、これからのタエ制度だとかTAC法、こういうこととあわせて、あるときは休船をしたり、あるときは漁業を休んだりというようなことが必要になってまいります。そういうときに、今、大臣漁業許可漁船というのと知事許可漁船という、そういうものがございまして、とる魚によって、とる手法によっていろいろあるかと思えますから、これからそういう検認制度、認定、検認、そういうことになってきますと、この隻数というのがちょっと問題になってくると思っていますので、今、大臣許可船数と知事許可船数、どれぐらいありますか。

○政府参考人(渡辺好明君) 年々の推移で申し上げますと、建造許可は、平成十一年で大臣許可をしたものが三百六十三件、それから都道府県知事が許可をした船が二千七百九十七件、こういう状況でございます。

ちなみに、ちょっと平成三年からの数字で申し上げますと、累積数が大臣許可の建造許可で二千三十隻ございますけれども、その二千三十隻の中で、漁業の方で大臣許可が四百九十五隻、それから知事許可の漁船が千八百八隻ということになっておりまして、ここが、先ほど大臣が御説明申し上げました、建造と漁業許可の間に一致がないという状況でございます。

上げますと、累積数が大臣許可の建造許可で二千三十隻ございますけれども、その二千三十隻の中で、漁業の方で大臣許可が四百九十五隻、それから知事許可の漁船が千八百八隻ということになっておりまして、ここが、先ほど大臣が御説明申し上げました、建造と漁業許可の間に一致がないという状況でございます。

○谷林正昭君 今その一致のないやつを今度の法律で一致をさせていく、そういうふうに思っています。

それで、重複、許可を二つ持っている船もあると思うんです。これは何隻ありますか。

○政府参考人(渡辺好明君) ただいま平成三年度から十一年度の数字を申し上げますが、この二千三十隻の中で六十六隻、全体の三%ですが、これが大臣許可と知事許可を両方持っている。事例で申し上げますと、サンマ種受け網漁業と小型底びき、あるいはイカ釣りというものが重なって許可をもらっているケースがございまして。

○谷林正昭君 少なくともこの六十六隻はこれからは便利になるということになりますね。これまでは両方の認定を受けていた、検認を受けていたということなんですね。そういうことを考えますと、少なくともこの六十六隻は、そういう法律改正で負担が軽減されるというふうに思っています。後ほどまたこういう数に触れていきたいと思います。

少し勉強させていただきましたところ、二百海里時代にあつて、一隻の船で一つの種類あるは一漁法しかできないというのがこれまでの大体のパターンでした。ところが、これからのことを考えたときに、この魚がとれないときはこの魚をとろうとか、そういう一隻の船で何種類もの魚をとれるようにしたらどうかという考え方だとか、いわゆる多目的な漁船、マルチパーパス漁船というんですか、こういうものの開発、導入というものが検討されている、勉強されている、そういうことが出て、勉強させていただきます。

これまでにどれぐらい研究、検討あるいは試験、こういうものが進んで、今後の見通しを聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がありましたように、マルチパーパス漁船というのは資源管理の時代にふさわしいと私も思っております。ただ、この研究を始めましたのが十二年度からでございます。十二年度、十三年度、十四年度と三力年間にわたって行う予定にいたしております。

一つの魚種、漁法ですと、やはりどうしてもそこに漁獲努力が集中をいたしまして資源の収奪につながりかねないということで、漁業法の世界でも許可の承継を複数もらえるようにするというふうなこともやっておりますので、そういうことも目指しまして、とりあえず沿岸の船から実態を調査するというところで、平成十二年度は沿岸の状況を調べようということをやっております。

十三年度から試みの設計ができるのではないかなというふうに思います。といいますのは、沿岸の漁業は非常に多様でございますので、地域地域で、二つの魚種、三つの漁法というふうな点につきまして実態が違っているものから、底びきと流し網とか、あるいは底びきとまき網といったようなことで、十二年度は実態調査、十三年度から試みの設計というふうにもくろみを立てております。

○谷林正昭君 私は遅いと思うんですね。やはりこれからのことを考えますと、もう少しスピードを上げて実用化、あるいは漁民の皆さんのニーズにこたえられるような、それがやっぱり国の責任だと思っておりますね、役割だと思っております。

そういう意味では、お金は余りかからないと思うんですね。何千億とか何百億かからないと思うんですが、私は、すぐでございまして、あとは研究をやる気があるかないかだと思うんですね。私は、少しでもやっぱり早くやるべきだと、進めるべきだというふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 積極的に努力すべきだと、かように存じます。

○谷林正昭君 ぜひお願いをいたします。さて、法律改正のポイントであります規制緩和、これについて少し質問させていただきます。これは、これまで公的機関でやっていたことを民間に代行させるということになるかと思っております。

そのときにはやっぱり全国各地それぞれのところでもやられると思いますが、適正な検認だとか認定というものが大事になってくると思っております。適正に行われる体制といえますか、適正に行われる体制の担保というものは、何がなかったらだめだとか、ただ罰則だけでは私はだめだと思っております。その担保について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) やはりきちんとした基準を公にし、明確にするということなんだろうと思っております。今回、法律でも三十一条あたりからその種のことを指定しておりますけれども、指定基準を技術の面、經理の面できちんと客観的なものを掲げること、それから、その法人自身が、機関自身が業務運営規程を持つこと、それから、運用の公平性という点で、例えば公務員みなし規定のようなものを置くというふうなことで、さらには、今先生がおっしゃった、一度指定をされたらそのままということではなくて、定期的にこれをチェックしていくシステム、これを制度上明らかにしたいというふうに思っております。

○谷林正昭君 ぜひ、そういうものが水産基本法の中の漁船法の役割の大きなポイントをお占めするということに思っていますので、よろしく願いをいたします。

その次に、民間に代行させる以上は、民間が採算が合うということも一方では大事になってくるというふうに思いますので、それじゃ、年間にどれだけの認定、検認が行われるのか、あわせて、時間の関係もございまして、その手数料を、今、手数料決まっていますね、これをどのようにしていくとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○谷林正昭君 ぜひ、そういうものが水産基本法の中の漁船法の役割の大きなポイントをお占めするということに思っていますので、よろしく願いをいたします。

○政府参考人(渡辺好明君) 今、認定と検認に分けて御質問がございました。認定の方でありますけれども、現状は大臣認定と知事認定になっております。大臣の認定件数はここ数年三百件台でございます。それから、知事認定がここ数年千二百件台になっております。合計しまして、認定は千五百件台、それから、検認はちょっと振れがありますが、九万から十二万ということですが、総じて、過去三カ年平均ぐらいで一年間に十万件ぐらいの検認が行われているという状況でございます。

それから、手数料であります。認定のところは、大臣については手数料の定めがございません。したがって無料です。それから、知事認定のところは、もちろん手数料等で取れるんですが、取っているところはございません。それから、検認につきましては、おおむね三千五、六百円から四千円ぐらいの水準を定めて徴収をされているという状況でございます。さて、この新しい制度になったときに、今まで取っていないところを取れるかということになります。そこはなかなか難しいだろうというふうに思っております。検認の方は既に有料で走り出しておりますので、それが引き継がれるものと理解をいたしております。

○谷林正昭君 これは通告はしてありませんでしたけれども、この検認の仕方をちょっと勉強させていただきまして、今そういう検認する人も少ないということもあるかと思いますが、何月何日に船集まってきなさいよと言って船を集めて、それをばらばらと五分か十分程度で見て回って、そして判を押して、はい、よしと、こういうふうにして理解していいんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) いろいろなやり方がありますけれども、先生がちょっとお触れになったかと思うんですけども、各県はこの種の漁船の検査に当たる人員配置というのは大体五人ぐらいです。国の場合で九人だと記憶しておりますけれども、そんな状況なものですから、かなり時間

がかかっているケースもござります。最大で、要するに申請時がそろっていますと、今おっしゃったように何月何日、検査のときに持ってくるというんですが、それから外れたすぐのときに持ってくるんですが、例えば一カ月かかるようなケースもまれにはござります。

○谷林正昭君 なぜそういうことを質問したかといいましたら、年間十万件の検認をするときは、やはり三百六十五で割るわけにいきませんから、少なくとも土、日休みということになれば、休みじゃないかな、今の民間は、少なくとも三百日で割るということになれば、相当の数を一日にこなさなきゃならないというふうに思うんですね。本当に大丈夫かなというふうに思ったりもするんですが、そのときに、全国にどれだけのそういう指定する機関を設けるのか、これがポイントになっていると思えます。それから、五年に延ばすということになれば、それだけ間隔があくということになりますから、そういう数は要らないかもわかりません。

しかし、全国にどれだけの機関を設けて何名ぐらいの方々がそれに携わってやるのかということもポイントになってきますし、一番大きなポイントは、どういう人が検認に当たるのか、ここがポイントになってくるような気がしますね。

例えば、水産庁で何かそういう試験をやって、認定者許可証みたいなものを出して、それを持たないと認定できないとか、そういうことになるのか。あるいは、一定の技術があればということになっていきますけれども、一定のそういうものがあればということになっていきますが、だれがどこで認定してもいいですよということ許可するのということをお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(渡辺好明君) まず機関の数でございますけれども、これは指定要件を客観的なものとして定めますので、数に制限を付する、そういう気持ちにはござりません。それから、さっきちょっと私の話が途中になっ

てしまっただけですけども、例えば検査をするときには、日本ですと十キロに一つ漁港があるわけですね。漁協や漁港に集めて検査をするというふうなことで、かなり合理化が図られる面がござります。

それから、検査職員の基準なんですけれども、これは例示として小型船舶の検査をする検査員のケースでござりますけれども、例えば教育の程度とそれから実務経験、こういうものを組み合わせまして公示をして、それに合致をすれば、そういう方が例えば複数あれば検査の職員の要件として充足するというふうな形にしたいと思っております。改めて検査士とかそういう検査資格を公的に設けて資格を付与するというふうなことは今は考えておりません。

○谷林正昭君 私、自動車の車検のようなものを実は頭の中に描いていたんですね。安全面を含めた。船の底に穴があいていないかとか、全部船を回って見るとか、エンジンの調子は、調子とかそういうもの、あるいは排気ガスを違法に出していないかとか、そういうふうな思っていたんですけども、今長官がおっしゃったような状況でございます。これは単なる、登録してある船であるかないかというものをチェックする程度の認定ということになるんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 登録をいたしますと、登録の内容が帳簿に記載をされておりますので、その登録と現況が合っているかどうかというのが一番大きなチェックポイントであります。

例えば、こんな話を申し上げてどうかと思うんですけども、途中で改造して、二つに割って中に足したりして寸法が長くなっているかとか、総トン数が登録トン数を上回っているかではないかと、それから、無線機や漁労機械についてきちんと搭載しているかというふうな、主として設置をすべきものと現況がどうなっているかというふうなチェックが重点になるかと思っております。ですので、もちろんその分野に対する知識経験は必要でありますけれども、それを改めて資格認定と

いうふうな形で何々士というふうなところまでやる必要はないのではないかということをお申し上げたわけでござります。

○谷林正昭君 よくわかりました。そこで、今の法律改正の中で、漁業者の負担軽減というのが大きな目玉商品となっております。五年間に延ばす、これはわかりました。そのほかに軽減されるものが何かありますか。

○政府参考人(渡辺好明君) 検認が五年に延びるということ、それから漁業許可と認定のところと同じになるというふうなことのほかに、民間での認定、検認をやるということになりますと、これは申し上げにくい話ですが、認定待ち日数が短縮をされるとか、先ほど先生がちょっとおっしゃっていただいた土、日にも検認作業が多分民間であれば行われるのではないかといたしたようなこととございまして、通常、漁労はウィークデーにやると土、日休むというふうな漁業の形態であれば、むだな日にちを費やすことなく認定、検認が受けられるのではないかとというふうなことも想定をいたしております。

○谷林正昭君 漁船を使って漁業をするというのがこの基本でありますから、一番大きな道具でありますから、一番大事なものでございます。今、質問を繰り返しているうちに一つ思いついたのは、漁船というのは、何年たったら廃船にしないといけないか、そういうのはあるんですか。済みません、ちょっとこれは通告してありませんでしたけれども。

○政府参考人(渡辺好明君) 俗に言われる、このぐらいでそろそろというふうな話はあるんですけども、何年たったら廃船の措置をとるというふうなことはありません。イカ釣りの船ですと、もう二十年たつたからそろそろかえなきゃいけない、代船建造の時期に来たというふうな話は聞きますけれども、現在の漁業の状況ですと、むしろ皆さん、延ばし延ばしにしているというのが、なかなか代船建造ができなくてというふうなのが現状でございます。制度的に何年たったら廃船というこ

とはなくて、きちんと検認をしながら何とかもたせているというのが現状でございます。

○谷林正昭君 なせこういうことを聞いたかといいましたら、やっぱり古くなればかえたいという思いが出てくると思えますし、イカ釣り船でも、話を聞きますと、隣の船が明るさを倍にしたらいかがそっちの方へばかり行って、それに負けないようにまた明るさを強くしたらというふうな、もうイタチごっこみたいなことをしておるといふ話も実は聞きました。

そこで、私の方は、船をつくり、あるいはかえる、そういうときに、水産基本法のときにも議論させていただきますけれども、これからの水産業は担い手の確保というものが第一だということはどうなっているんですか。ところが、肝心かなめの、どうやって担い手の確保をしていくか、これが余り読み取れないんですね。水産基本法のときにも少し議論をさせていただきましたが、今この漁船法の質疑をするに当たっていろいろ聞いてみました。

そうしたら、若い人たちというのは、例えばトラック運転手、私はトラック運転手出身ですから、トラック運転手をやるという人が、ドイツ車のトラックに乗せてくれとか新車に乗せてくれとか、ワンマン運行ですから、そういう居住性を大事にしながら、そういうところに人が集まってくるんですね。そして、給料は安くていいから、そういう車をあてがわれた人が頑張る、そういうようなことなどあります。今思っているのは、今度は漁船というものも、担い手ということを考えて場合は、やっぱりそういう若者に魅力のあるような漁船、口で言うのは簡単ですけども、なかなかそんな簡単なわけにいきませんけれども、そういうような漁業環境の改善の中心はやっぱり漁船に置いて今後考えるべきだということに思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 私は三つぐらいのことを考えておりました、一つは、やはり労働がきつというところから、労働の省力化をするという

こと。それから、今先生がおっしゃられた居住性。居住性の問題については、居室は一人当たりこれぐらいまでとらなきゃいけないというふうな指導は実はしているんですが、実際上はやはりどうしても魚の方を優先しますので、ぎりぎりのところまで縮めてしまおうということが行われます。そして、何よりもやっぱり所得がきちんと得られない限りは、そこに魅力がないわけですので、そういう三つの側面から、これからのいろいろと経営合理化をしていかなければならないのではないかなというふうな思っております。

非常に歩みは遅いですが、遠洋の船であれば、カツオにしてもマグロにしても、カツオの自動カツオ釣り機とか、それから、冷凍したものをリフティングしておきやすいようにするとか、それから、はえ縄を自動的に巻き取る機械とか、そういうものは研究をしております。きつという部分の改善は進んでおりますが、快適というところまでまだ進んでいないのが現状でございます。そういうところにも力を注ぎたいと思っております。

○谷林正昭君 残り時間が少なくなつてまいりましたが、伺うところによりますと、水産庁の予算の六割以上が、六割六分かな、六割五分かな、漁港の整備の方に、漁場の整備に使われているというふうなことも聞きました。漁港法が回つてきませんが、これは質疑なしでやろうじゃないかという今、理事会で話をしていますけれども、この際、言わせていただきますが、別にそこにお金を使うなという意味じゃありません。

大臣、今ほど言いましたように、これからはやっぱり、担い手の確保とかそういうことを含めたときは、本当にやっぱりお金をつぎ込むところにはほとんどんぎ込んで、そして早く体制を整える、そして新しい水産業の出発点とする、こういう気持ちで基本法を審議するというのが私は大事じゃないかなというふうに思っていますし、二十一世紀の漁業、水産業、そういうものの発展のためにも大事じゃないかなというふうに最後に申し上げ

げまして、大臣、所感があれば一言お願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) 今後、水産基本法の御審議をお願いする際にもいろいろ御論議いただいたと思えますけれども、やはり資源の問題、そして、これをどう育て、守るかということに加えて、担い手ですね、水産業の担い手というものをいかに確保していくか。そのためには、漁業環境の改善ということも大事な施策として我々は真剣に考えていかなければならない、かように存じます。

○谷林正昭君 終わります。ありがとうございます。○山下栄一君 最初に、時間が限られていますので、民間機関の活用、この問題を取り上げたいと思います。漁船法改正の目的は、規制緩和に資する、それから、漁業者の負担が軽くなるというふうなことがこの提案理由に書いてあるわけですが、そういうふうなところにも疑問を持ちました。船の工事、建造その他工事をして、完成後、認定すると。認定のところで民間機関の活用と。登録は、そこは活用しないですけれども、今度は検認という手続のときに民間機関を活用すると。

(委員長退席、理事岸宏一君着席) 先ほどちょっと質問がありましたけれども、民間機関として手を挙げる可能性のあるのはどれぐらい考えておられるのか。どんな方々が手を挙げるのか。こういう作業は、船はほとんど減っていく。漁船がほとんど減っていくことは考えられない。もっとわかりやすく言ったら、県ももうもてあましている仕事と違うかなと思うんです。そういうのを民間に押しつけるみたいなことにならないのかな。

何か基本的な疑問がありまして、どんなところが手を挙げるのか、どんなところを想定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。○政府参考人(渡辺好明君) 漁船を、通常の船舶でもないんですけれども、建造しているメーカー

の例えば技術者の方々が一定の組合のようなものをつくって検認部門を扱うというふうなこともございまして、それを専門にするということでもなく、一定の株式会社がこの業務をあわせ行うというふうなこともあり得ると思えますし、中には、公益法人の中でこういう漁船関係のものをやっているところが手を挙げる可能性もあるというふうな思いですが、現状では特にどれというふうなことは決めておりませんが、道を開いて、そして事態の推移を見ながら手を挙げてもらいたいというふうな思っております。

といいますのは、十万件、これは検認期間が延びますから五分の三になりますけれども、十万件という件数は非常に多いわけでありまして、全国に散っておりますので、できるだけ近場でそういうことができるというふうになれば、漁船を所有される方々にとっても利便があるのではないかと。民間に押しつけるということではなくて、民間を指定してそこに行わせることもできるということでございます。

○山下栄一君 私は、ほとんど手を挙げるところはないんじゃないかなというふうに思います。造船業界で何かつくってそこでやるのか、この認定とか検認の事業だけで手を挙げるようなところで、もうそんなの採算が合わないと思う。今おっしゃったけれども、知事の認定は千二百件でしゅう。検認の方は、これは三年から五年に延ばすわけだから、毎年減るわけですね。十万件じゃなく七万件以下になるわけ。余りふえへんと思うね、僕は。そんなの、ほとんど手を挙げる部門じゃないと思うんですね、僕の感想は。だから、これは競争原理なんて働かないと思う。

特に私は、便利になる利便性はあるかもわからぬけれども、そんな全国展開するような業界のかなと思えますけれども、少なくとも費用面では安くない、なりやうがないというふうな思っています。それどころか、例えば、先ほどちょっと触れられましたけれども、今、認定料はただです

ね。これ、認定料をただでやらせるわけにいきませんわな、民間にやらせたら。どうするんですか、これは。

○政府参考人(渡辺好明君) まず、前段のところでありませぬ、御承知かと思うんですけども、浜々へ行きますと小さな造船所がたくさんございます。そういうところが集まって、この検認作業をやりたいというふうな声は一部あるわけでございます。

俗な話で申しわけないんですが、ガソリンスタンドをやっているスタンドが民間車検をやるといふふうなケースもあるわけで、これが独立して全国展開をするというふうなマーケットになるかどうかは別でありますけれども、少なくとも、日本全国に散らばっている数多くの漁船について、そういう場を提供することはあり得ると思えますし、検認をすればそれが費用の低減にもつながる、あるいは土曜、日曜にも検認をするというふうなことになるっていいんではないかと思えます。

それから、認定料の問題ですけれども、先ほど私が申し上げましたように、現在ゼロですから、これを新たに取るというふうなことは多分ならないと思えます。そうしますと、これまで国がやっていた、あるいは県がやっていた事業をかわってやってもらうことになりまして、その部分について県なり国が一定額の費用を、業務の合理化ということで、出していくようなことはケースとしてこれから考えられると思えます。

○山下栄一君 ということは、認定料を国民が負担するということですね。税金でやるんだということになると思ふんですよ、今の話は。

だから、規制緩和して民間参入して競争原理が働いたら普通は安くなっていくのに、規制緩和して国民の負担がふえると。認定手数料を取っていないのを、民間にさせたら取るわけにいかぬから、だれが払うんだと。それは税金で払うんだということでしょう。そうじゃないんですか。税金で払わないんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 釈迦に説法のようなことで恐縮なんです、国や都道府県がやっておりますとどうしても、それにかかる費用はやや合理的でないものを支出することもあるわけですが、民間におろすことにより本当にかかる部分だけを負担するということになりまして、現在国が負担している部分であっても、現在都道府県が負担している部分であっても、民間にそれをさせることによってもっと合理化が進む余地も私はあると思ふんです。

ですから、新たに国民や都道府県に負担を求めるといふことではなくて、現在でも国や都道府県がその検定の部分は負担しているわけです。その費用が、民間に道を開くことによつてあるいは減っていくことが、合理化をされるのが考えられるというふうには私思ふわけです。

その反面で、例えば県や国のその検定にかかっていた費用はいろいろな意味で合理化をされ減っていく。こちらが減ってこちらに移る、そのときの移り方が、一〇〇のものが一〇〇ではなくて、一〇〇のものが八〇になったり六〇になったりすることが、民間を活用することによって生じるのではないかなというふうには私どもは考えております。

○山下栄一君 だから、税金で負担するけれども、公務員がやるよりも民間がやったら、結果的には減るのかもわからぬということですね。だけれども、僕はおかしな話だと思ひますけれどもね、そういう話は。

交通費なんか今までもあれでしょう、公務員がそこへ行って、これ、現場確認ですよ、どちらも。交通費も今までは税金でやっていた。民間は交通費は要らぬのかな。すぐ近くで歩いていけるところだったらいいけれども、民間といえども、交通費はどうするんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 個々の費用、コストをどういふふうに見ていくのかということとは十分研究しなきゃいけないと思ひます。合理化をし、かかって、それに足るだけの費用を負担

していくということになると思ひます。少なくとも、国や地方公共団体がやるよりは、民間に行わせて競争の余地がある方が合理化努力というものが働くのではないかなというふうには私どもは考えております。

○山下栄一君 何となく、感想としては、規制緩和という大義名分の一環としてはやるけれども、確かに手を挙げるころがあるかもわからぬ、しかし大げさに、規制緩和をやったというふうなことを言えるような部署じゃないと。それは、仕事はふえることは余りないわけですから。船がどんなでできるんやたらいいですけれども、船は減っていくわけですね。検認も五年に延ばすわけですから、仕事は減るはずですよ。仕事が減るところに民間参入させるといふわけですから、非常にわかりにくい話だなと。感想です、これは。別の話に行きます。

二点目は、建造等許可と工事完成後の認定ですけれども、これは水産基本政策大綱では、建造等許可制は見直しをして廃止するということが書いてある。これは農水省がつくった政策でございます。ところが、法律ではそうなっていない。なぜそうなってしまったのかということをお願いいたします。

○政府参考人(渡辺好明君) 大綱の中の前段の部分を先生引用されましたが、「漁船の建造許可制度を廃止し、事前確認制に改める」と、こういう方向で検討したわけでありまして。事前確認も結果的には実質許可と変わりはないということ、そういうことであるならば、許可制はとりあえず維持をし、むしろその中の合理化を何か図れないかということ、今回、この漁船法の改正ではそこまで踏み込んでいないというふうな状況でございます。

ちなみに、建造許可制度を廃止いたしますと二つの難点が出るというのが私たちの庁内での議論でございます。一つは、建造後に大きな基準との不一致が出たときに、改めてこれを改造しなければならぬということ、経済的なリスクが生じ

ること、それから、無登録漁船などによる操業というふうな漁業秩序の問題も生じて、やはりどうしても建造着手前に審査をする必要があるというの理の時代においてはあつたのではないかなというのが今日までの結論でございます。

○山下栄一君 いろいろ御検討された結果なんでしょうけれども、僕は、二回もチェックする必要はないんじゃないかなと、素人の感覚ですけども。どうせつくったらチェックされるわけですから、初めからでたらめなものをつくるというふうなことは考えにくい。それはもう決死の覚悟です。そういう話でもないんじゃないかなと。登録してなかつたら不法な漁船になるわけですし、登録は絶対せないかぬわけですね。

だから、工事にかかわるのに、事前と、つくってからと両方せよというふうなことは、そんな時代なのかなという、これも感想にしておきたいと思ひます。

もう一つの質問。検認という、車検のチェックみたいな、ちょっと違うのかもわかりませんが、作業がございまして。先ほど説明がありましたけれども、船を登録帳簿に基づいてきちっと定期的にチェックしていく、これは絶対、安全の観点、その他の観点が必要だと思ふんですけれども。それとも一つ、船舶安全法、これは所管は農水省じゃないと思ふんですけれども、この検査もありますよね。それで、僕は、これは船舶行政の一元化、もともと一元化の時代もあつたようですよ、いろいろな時代の変遷とともに二元的な、同じ船でも漁船だけは農水省でチェックするんですよ、ほかの船、例えばタンカー、これはどこになるのか、経済産業省も関係あるんですか、防衛庁の船だと違うのかもわかりませんが、船舶行政にかかわる法律というのは船舶法ですか。それと漁船法。漁船法だけ特別扱いになつていて。それに伴つて手続も、安全検査を中心としたものは船舶安全法に基づいて国土交通省の所管になる。検認は、これは漁船法に基づいて農水省所管の手続に

なる。これはもう一本化していいんじゃないのかなど。もちろん、検査機関が違う部分があれば、それを統一するなりして、こういう漁業者の負担軽減というのをやはり大事にせないかぬと。それであるならば、検査のときは農水省の管轄で、検査のときは国土交通省というふうなことを、国なり都道府県も両方だと思わなければならぬ。それはもう一本化することを前向きに検討したらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 先生から御指摘がありましたので多くは申しませんが、私たちがやっておりますのは、漁業の許可がきちんと船舶という道具を使って守られていくかどうか、そして資源が守られていくかという観点からやっております。それで、認定なり検査の中身というものも、登録の内容と実際の船舶の状態の照合ということでもあります。船舶の検査は、これは詳細かつ技術的な検査を具体的な項目に従ってやっておりますので、そういう点では内容自身が相当違っているというふうに思います。

ただ、私たちが漁船の所有者から聞いたところでも、むしろ、船舶検査について欧米の基準を受け入れてほしいとか、外国の部品の利用が可能になるようにしてほしいとか、いろいろ要望があります。

それから、船舶検査と漁船の認定なり検査がどの程度実質負担を減らすことができるかということとは、ちょうど私たちの許可の更新の時期が十四年とか十五年ですから、その時期までにどういふことが果たして実質負担軽減として可能なのか、もう少し勉強させてもらいたいと思います。

○山下栄一君 僕は工夫すればできぬことはないと思います。許可という手続、それから認定の手続は別にあるわけですし、少なくとも検査作業は検査のときにそれを一本化することぐらいはできぬことはないのではないかと。素人の考え方で大変申しわけありませんけれども、ぜひ研究していただきたいと思います。

以上で終わります。

○須藤美也子君 そもそも漁船法の質問をするのは私は初めてであります。恐らくこの漁船法の法案審議というのは何十年ぶりなんじゃないですか。そういう点では初めてでありまして、余り勉強もなかなかな時間が出てきないので、ダブるかもしれません。

(理事岸本一君退席、委員長着席)

先ほど来、認定、検査の規制緩和の問題が質問されております。これまで、国なり県が民間にその業務をやらせた場合、漁業者にとってどうなるのか。これは、検査が三年から五年になるというのは現場の漁業者は大変喜んでるわけですね。ところが、民間機関のサービス、つまり負担金、検査料ですか、この料金がどのようになるのか、そういう点で漁業者が大変不安を持っております。

現在、認定手数料は取られていなくて、検査だけが先ほどおっしゃいましたように三千六百円。これはそれぞれの漁協に県の職員が出張してやっているのであるわけですね。これが民間になった場合、こういう形では採算がとれないと。こういうことで、民間になった場合はその手数料、こういう検査料が非常に高くなるんじゃないかと、漁業者はこれを心配しております。

その問題と、もう一つは、私の地元でも、この漁業の漁船の問題でなくて、プレジャーボートとかそういう問題でいろいろトラブルが起きております。それは、民間の場合には一つのところに集めると、漁船を。そして、そこで一括して認定したり、あるいは検査すると。こういう合理化、漁船を回すというふうな、そういうようなことがないのか。そういう点では逆に、民間に移った場合、漁業者にとって大変不利なおそれがあるんじゃないかという点で大変心配しております。

そういう点で、そういう心配がないのかどうか、今回の法案でこの点をどう保障するのか、この点について長官から御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 私たちは、民間参入の道を開くことで、民間が複数になればその間に競争が働きますし、それから民間と地方公共団体の間にも競争関係ができておられると思っております。そういう意味で、サービスは低下するよりもむしろ向上するのではないかとおもうに思っております。

それから、負担の問題でありますけれども、これは今回、民間へ道を開いた場合にあっては、都道府県の条例で、手数料令になりましようか、その額を決めますので、そういう点できちんと必要にして最小限のものを定めていくということになるかと思っております。

それから同時に、今回、第三十一条、第三十五条におきまして、きちんと知識を持っている人が認定、検査をしない、それから迅速にやりなさいという実施義務を課しております。加えまして、業務規程の中で、認定の場所とか実際どれだけの時間をかけてやるかというふうなことも記載をさせることになっておられますので、そういう点ではサービスの低下という問題は起こらないというふうに確信をいたしております。

また、漁船の場合には根拠地である漁港がはっきりしておりますので、そこに集まっておりますから、漁協単位になることが多いと思っております。そこで検査をすることで合理化の余地はまだまだあるというふうにおもっておりますし、負担もこれまでよりも多くなるというケースはちょっと想定しにくいと思っております。

○須藤美也子君 認定、検査のこういう業務というのは非常に専門性のある仕事だと思っております。そういう点で、公正な業務ができるように指導すべきだと。それから、指定基準を甘くして認可するようないふことがあってはならないと思っております。

そういう点で、先ほど来お話をしたように、民間の企業、企業という民間機関がそんなに競争できるほど参入するということのような形では、私は余り期待はできないというふうに思います。

し、又は廃止しようとする」云々とありますよね、廃止することもできるわけですね、この民間の機関を。その場合、民間に業務をやらせたけれども、こういう理由で、何らかの理由でこれをできなくなったとき、これは法律の四十五条と四十七条に、国や都道府県が「自ら行う」という規定が盛り込まれておりますね。そのような場合に、この規定に基づいて国や県が業務を行うと、こういうことをお約束できるでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) その点につきましては、制度上きちんと明文化をしておりますので、お約束ができるものであります。

ただ、その前段に、やはり迅速な認定、検査の実施義務とか、それから行政庁の認可を受けた業務規程に基づく業務の実施、基準に適合しなくなった場合の適合命令という前段の手続があったら、きちんとやりなさいよと。それで定めなければ、指導をして、取り消しをした上で国や都道府県にもう一度引き揚げるといふことになりまして。

○須藤美也子君 もともと国や県が許可をした漁船なわけですね。その認定、検査をみずから行うのが私は望ましいと、こういうふうにおもいます。せめて、指定機関の業務がうまくいかなかった場合、国や県が最低の備えをしておくと、こういうことが必要だと思っております。

大臣、この法律は農水省、国の責任で提出されているわけですね。民間指定機関に任せて、手数料の不当な値上げや、漁業者にとって検査、認定の不都合、そういうことが起きた場合、法律の運用の責任上、農水省は適切な指導を行うのかどうか、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 現行漁船法において、工事完成後の認定、登録漁船の検査等は自治事務とされております。今回、新たに設けられる都道府県知事の指定認定機関や指定検査機関に対する指導監督についても自治事務というふうになります。したがって、民間機関に業務を行わせる場合も含め、認定、検査に関する業務については基本的

には都道府県が責任を持って指導するものであります。必要がある場合には、農林水産大臣は他の自治事務と同様に、地方自治法に基づいて技術的な助言や勧告、是正の要求を行うことができる。

したがって、これらの措置により、都道府県の認定、検認業務の適正かつ円滑な実施が図られるよう努めてまいりたい、かように存じます。○須藤美也子君 漁業者へのサービスの低下にならないように国が強く指導することを期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

漁船労働の安全問題で質問したいと思います。非常に不幸なことですけれども、最近、海中転落による死亡、行方不明者は年平均百七十五人、うち漁船が百十人、六割を占めています。また、衝突事故による海難の死亡、行方不明者は百九十一人、そのうち漁船が百九人、これもまた半数以上です。

安全対策は総合的なものですけれども、その中で救命胴衣の着用問題、この三月に小型船舶用救命胴衣の常時着用化に関する評価検討会の提言が出されました。

漁業者にとっては、救命胴衣を着て漁労作業をするのは確かに大変なわけだと思えます。しかも、漁業者は大変誇りを持っています。しかも、海には落ちないと、そういう事故はないと、こういう信念も一方ではあると思えます。そんなものをつける必要はないと、そういう海の男とか、そういうあれがあると思えますけれども、実際はこれだけの死亡が出ています。そういう点で、漁協を通じて救命胴衣ですか、そういうものを着用するように啓蒙普及というのが、提言にもあるように、非常に重要だと思えますけれども、ところが、救命衣は一万円から二万円の負担があるわけです。これは非常に漁業が低迷している中で大変な負担にもなっていると思えます。

そういう点で、農水省として、国土交通省と連携した救命胴衣の改善、あるいは啓蒙普及活動、負担の軽減への援助についてどういうふうに考えているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 先生の御指摘はまことにそのとおりでありまして、現在、漁船の場合、救命胴衣の着用率が、始終着用というものは二八%、全く着用していないというのが三三%というふうな状況であります。

これは意識の問題と同時に、やはり面倒くさい、着にくいというふうなこともあるんだらうと思っておりますので、各種の研修会等を通じてそういった啓蒙に努めているところでございまして、それから最近、日韓、日中の協定も結ばれまして、同じ海域でやはり競合するというふうなこともございまして、これへの対応の一環として、平成十一年度、十二年度には、私の手元の実績ですと、それぞれ作業安全衣を二万着あるいは二万八千着というふうな助成をして整備しているケースもございまして。

○須藤美也子君 国土交通省の技術水準の検討、民間企業の開発を側面から努力していくと。さらに、水産庁の研究所では高性能、転覆防止などの漁船の安全対策についての研究をなさっているようですけれども、救命胴衣についてまで手が回らない、こういう状況じゃないんですか。全国大会を開いているわけですが、これも年に一、二カ所ですね。

パンフの作成と、私も、これ、いただいて初めて見させていただいたんですけれども、これを確か身につけて漁業するというのは面倒くさいと思えますよ、漁業者がこういうのを着て作業するわけですから、ですから、面倒くさいような、もっと性能のいい救命胴衣を開発する。例えば、国土交通省の扇大臣はみずから何か黄色いようなものを着用して宣伝していますよね。ですから、そういう問題も含めて、水産庁としても救命胴衣の講習会等、啓蒙、宣伝、普及、こういうものにもっと力を入れるべきだと思えますよ。

漁業労働者の安全対策、この予算は十二年度まで四百万円、十三年度で三百二十万円、これしかないわけですよ。これで足りるんですか、大臣。これ

で漁業労働者の安全を守るでしょうか、どうですか。

○国務大臣(武部勤君) 先生、先ほどお話ありましたように、海の男というのは、救命具をつける必要はおれはないんだという一種の誇りがあるかもしれない、別な言葉で言えば面倒だということもあるかもしれないが、私は、みずからの命はみずから責任を持つということが基本だと思えますよ。

私も海難事故なんか聞いて後で愕然とするところがあるんです。船舶なども近代化され、技術が進んで、ほとんど機械に頼って漁業ができるというふうなことになるかと、やはりそこに心の緩みが出て、そして船の上で酒を飲んで、たまたまそのことが影響して海に落ちてしまふ、そして死んでしまふというふうな、そんな話も実際聞いたことがあるんです。これは海の男として失格ですね、そんなことは。

ですから、予算のことはともかくといたしまして、農林水産省としても、海で働く人々というのは陸上労働よりも危険が伴うわけでありまして、漁労の安全対策というものは非常に重要な政策課題だと思えます。

したがって、このために、水産基本法案においても、基本的施策の方向として、漁労の安全確保、漁業従事者の労働環境の整備、こういったことに対して必要な施策を講ずる、そういうことを明確に規定しているところでございますから、今後こうした漁船の安全対策に関する啓発活動や救命胴衣の常時着用等についても関係省庁や関係団体とも連携をとりながら必要な施策を講じてまいりたいと思えます。

私も海に面した町に住んでいる男です。そういうことからして、やはり家族も抱え、そして海に転落したときには全漁民が、組合員がもう寝ずにその捜索に当たらないやならないんです。やはり命を大事にするということについて、もう少し徹底した普及活動というものをお互いしなくちゃいけないんじゃないのかなと。

予算の面は予算の面といたしまして、そのことを最大努力していかなくちゃいけないと思えますし、救命具についても、先生御案内のとおり、まだまだ開発の余地があるんじゃないかと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういった面についても関係省庁と連携をとってその開発に努力する必要がある。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

○須藤美也子君 まとめて買う場合、沿岸漁業改善資金が活用できると思うんです。ですから、そういうものも活用しながら、先ほど谷林さんがおっしゃったように、港、漁港に随分と公共事業も使われているようですから、その辺も再検討していただいて、安全のためにもっと力を入れていくと。

例えば、全国漁業者大会のときの婦人部長さんの発言を私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやくと後継者になった、そして遠洋漁業に出た。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを何日間も待っていると、こんなふうにして待ってないければならない妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあったことを忘れることができません。

ですから、事故のない明るい浜、そして、救命胴衣をつければ家族の人たちも一応は安心できるわけです。夫や子供を救命胴衣をつけて漁場に送り出すことができるわけです。

そういう点で、前向きな答弁をしていただいたわけですが、さらにそういう待っている家族の人たちの気持ちを、誇りを持って出ていく男は男でいいですけれども、歌まであるわけですから、待っている妻や子供のこと、家族のことも考えていく必要があるのではないかと、こう思っています。

一言あるんじゃないですか、大臣。

○国務大臣(武部勤君) 全く同感でございます。○須藤美也子君 ありがとうございます。

○委員長(太田豊秋君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として八田ひろ子さんが選任されました。

○谷本蕪君 初めに大臣に、新規就業者の減少の問題について伺いたいと存じます。

大臣も御存じのように、船員不足で操業ができないという漁船をたびたび見かけるようになっております。そんな状況の中で政府は、例えば遠洋漁業の場合について申し上げますと、平成十年から外人労働者の活用で、船員の確保と国際競争力にたえ得る経営確立に向けてマルシップ制度を導入されました。平成十二年の三月現在で見てもみますと、この外人労働力は三千三百五十八人上っていると聞きます。さらにまた、この人数をふやせという声も一部では出ています。うぐあいに承っております。

かつての海洋王国日本の漁業がどうしてこうなってしまったのか。日本人の新規就業者の減少の原因をどのようにとらえておられるか、伺いたいのです。

○国務大臣(武部勤君) 先生御指摘のように、遠洋漁業や沖合漁業の漁船乗組員の減少が進んでいるという原因でありますけれども、ただいまも申し上げましたように、漁船員の労働が陸上に比べて、航海の長期にわたること、あるいは家族と離れたものになることのほか、洋上作業という性質上危険が伴う、また労働強度も高いものが多いなどの特殊な内容になっていることが一つあると思います。さらにまた、雇用労賃につきましても、かつては陸上の他産業労働に比べてかなり高い水準であったと思いますが、現在は相対的に低下してきているということなどが考えられると思えます。

漁船員の不足に対しましては、これらの漁業部

門をコスト削減等の経営改善努力により、より高い賃金を支払い得るような魅力ある産業として発展させていくということが最も基本的な対策であるかと思っております。さらに労働時間の短縮や船内居住環境の改善、省力機械の導入など、労働条件や労働環境の改善等に努める必要があると考えております。

さらにつけ加えて私見を申し上げますならば、私は、このごろの日本人に、世界観とか社会観とか人生観とか職業観とかということについて問題があるのではないのかなと、これは私の私見でありますけれども、そういうことにも思いをいたしている次第でございます。

特に昨今、農林水産省などに入省する優秀なキャリアが外資の方に、そっちの方が給与が高いか何かよくわかりませんが、かつては国家を背負っているというような気持ちで入省した若い方々が簡単に他に転職をするというようなことなどを見まして、職業観とか人生観とか、あるいは社会観とか、こんなことについての、前段申し上げましたこと以外にも感ぜざるを得ないと思えますか、そういうことを感想として申し上げます。

○谷本蕪君 今の答弁の中に、労働が過酷であるということと海難事故が少なくないといったお話が出ておるわけでありませぬけれども、平成十一年で見てもみますと、全船舶の海難事故のうち、実に三六%が漁船だということになっております。

海難審判庁の底びき網漁船の海難事故調査によりますと、乗組員全体の五七%が死亡または行方不明となっていると言われております。そして、海難の原因の一つとして、何と、開放されていた開口部からの海水浸入が挙げられております。

そこで伺いたいのではありませんが、危険を冒さずに効率的な作業を行える設計は、現在の規制の中で可能なかどうか、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 今御指摘のケースは、ガーベージシュートの問題だろうと思っております。

これは、かつて昭和六十年にサハリン沖でその種の事故が起きて、新造船についてはガーベージシュートはつけてはいけません、それから、現存する船についてはガーベージシュートはふさげという通達を運輸省から出してあります。二つございまして、一つは、船体が傾いた後、復原する力を強くなるような構造にすること、それからあと、漁労長なり船長の操船技術について研修をするということ、その二つを重点にいたしまして私も研究を重ねております。

とりわけ船体の復原という点につきましては、水産工学研究所にもその宿題を出しまして、現在も検討を続けています。最終的には漁獲と操船と度は可能であります。最終的には漁獲と操船というところ、ある種の線を越えるわけでございませぬから、その点についてもきちんと指導しなければいけないと思っております。

○谷本蕪君 そうしますと、長官、現在の規制の中でそういう設計は可能だということお話をすね。それで、ちょっとここで注文をつけておきたいのであります。もっと積極的に技術開発、これがあるといいのではないかと、うふうに私は思っています。

例えばトロール船で申し上げますと、日本の船のウインチは一つであります。漁業先進国の場合には数多くあると伺っております。また、漁業先進国の場合にはコンピューターで自動化されておりますから、したがってデッキで仕事をしなくてもいいという状況にあります。つまり、省力化、効率化ということと安全性の確保というのがうまく両立されているという状況が多い。その点、日本の場合の技術研究というのが立ちおくれているのではないかと、うふうに私は思っています。

○政府参考人(渡辺好明君) そういう側面があることは否定いたしません。ただ問題は、結局そういうふうな構造にするためには、これまでの漁船を処理して、そして新船を建造するときにそういう新しい構造にしていくということになるわけ

すね、基本論でありますから。ですから、今の日本の漁船、漁業にそれだけの将来展望があるかというところにまたつながってくると思っております。もうかなりの船がピークを超えて船齢が高くなっていますので、これから代船建造は非常に大きな課題になると思っております。そういう代船建造に新しい投資をすることが可能なような漁業経営に持っていくということも最終目標とせざるを得ないと思っております。

○谷本蕪君 今の点については、時間がありまして、また質問をしたいと思っておりますけれども、次に伺いたいのは、先ほど来話が出ておりますが、漁船労働はなぜ他産業に比べて賃金が低いのか、端的に見解を承りたい。長官です。

○政府参考人(渡辺好明君) 要因は二つだと思えます。過剰投資と漁獲量減少に伴う収入減、それが乗組員にやはり賃金という形で反映をします。

大臣からお話し申し上げたんですが、かつては非常に魅力的な賃金であったのが、現況は一般製造業に比べれば恐らく八掛けぐらいだと思えます。五人以下と比べても八〇%ちょっとぐらいではないでしょうか。そこに過剰投資と漁獲量減少、魚価に伴う収入の減という悪循環があると思えます。

○谷本蕪君 その悪循環をどう断ち切っていくのかということについても、やっぱり私は技術問題があると思っております。

日本の場合、これは海の中というのは見えませんから、これまで漁業者の経験と勘でもってそこをうまくやっていたという手法が多くあります。漁業先進国の場合を見てみますと、三次元の画像で海の中を見る、テレビになってしまわな。ですから、幼魚はとらずに大きい魚だけとる。つまり、金になる魚だけとるということが可能であります。この点も、やっぱり効率性と経済性と資源の管理性といましましうか、うまく両立させているなというぐあいに私は感じるので、そういう点で、もっとやっぱり技術研究の問

題、開発ですね、そこにもっと力を入れるべきじゃないかと思うんだが、いかがですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 今提案をいたしておきます水産基本法案の中でも、資源管理の前提は科学的な根拠を持った資源の調査研究であるという点を法律上明定しております。水産庁の研究所も独立行政法人ということで一つにまとめたいので、それをフル活用する体制を充実させるということを考えております。

○谷本巖君 次に、賃金問題と関連し、居住区の快適性の向上の問題について伺いたいと存じます。

外国の漁業先進国の場合は、業界の皆さんはホテル並みの居住区が必要だと、こうおっしゃっている場合が多い。また、女性が船員として乗り組めるような快適性の確保が重要だという声もあります。この点、日本の漁船というのはいかに立ちおかれておる。その辺の問題解決をどのようにしていくのか。

長官、どうお考えになっておりますか。

○政府参考人(渡辺好明君) 漁業の許可や取り締まりの省令の中で、居住環境について私たちは基準を出しています。出していますけれども、居住環境を額面どおりやろうとすると、結局、総トン数が上がるわけです。総トン数が上がればそれだけ費用がかかるということで、どうしてもぎりぎりのところしか義務を果たさないという側面があるわけです。

でも、これは大変重要な問題でありますので、これから就業者を確保していく上ではこういったところを充実させていかないと大変なことになると思っております。もう少し勉強させていただいて、この分野について、間もなく一斉更新の時期も来ますし、代船建造の時期もやってまいりますので、そういうときに何ができるか研究させていただきます。いかがですか。

○谷本巖君 設備の最低基準を決めて指導をする。これでよくなっていくのなら、これまでに問

題は解決しているわけですし、問題は、経営が苦しい漁業者に居住区のサロン並みのものを求めるということ自身がかなりの難しさがある。だからといって、魚を積むための部分を大きくしちゃう居住区の方を狭くせざるを得ない、この現状をこのままにしておけばますます人が集まってこないというような状況にあるわけです。

ですから、そのところは、先ほど申し上げしておりますように、効率化と人の確保、この両立というのは決して難しくはないわけですから、そこにもっと積極的に取り組んでほしい、こう思うんだが、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 積極的に取り組んでまいります。

○谷本巖君 ありがとうございます。

○岩本庄太郎 漁船法の最後でございしますが、国会、この漁船法を初めてして水産関係のいろいろな法律も出てくるようでございますので、私は漁船法に限ってきょうは質問と考えたんですが、一つあったんですけれども、それはもう既に大分皆さん議論されておりましたので、わかったところがありますので、その辺は省略させていただきます。

といいますのは、工事完成後の認定、登録票の検認、先ほどから問題になっておりますけれども、これを民間機関に行わせる、こういう説明を受けたんですけれども、民間機関というのはどこなんですかということをお聞きしたんですけれども、事務方の方、お答えがなかったんです。なぜそれじゃ入れるんですかと言ったら、規制緩和と推進三カ年計画に入っているからだ。ただけれども、実際に考えて、出てこないものをごんなものに入れても規制緩和にもならないし、法律そのものを考えても、これはある程度いふところから要望が出て法律というのは大体改正されるべき代物であって、憲法みたいなもの長い間使ったものであれば、これはいろいろなことを考えなきゃいかぬかもしれません。こういう法律は必要があれば幾らでも改正できるわけですから、

そういう意味で、こういう委員会の場でこれは質問しなきゃいかぬなということ準備したんですけれども、先ほど来の御答弁で大体わかりました。

要するに、長官のお話では、小さな造船所等が集まってこういうものをやるんじゃないかというふうなお話で、これは、そればかりじゃないと思うんですが、そういうことでこの中に組み込むという必要性というのは百歩後退して私もわかるつもりでございます。

先ほど、こういう経費、今まで国や県がやっていた部分を民間に任すんだから、これは経費は国や県が出すことになるであろう。これは全体から見れば、日本の国の予算から見ればこれは確かにふえるものではないということはおわかりいただけますけれども、これでお金を出した場合は、当然、こういう団体というのは公益法人なんかに該当すると思うんです。そういう公益法人というのは、特殊法人も含めていろいろ今問題になっているわけでございますけれども、そういう経費をそういうところへもし出すとすれば、そういう構図というのは何か天下りの確保を助長するような、そんなふうにならんと受け取れないわけなんです。

したがって、これがいわゆる規制緩和という名をかりて天下り確保みたいなことであってはまた非難を浴びるということをちょっと気がついたんですが、その辺について長官の御所見をお願いします。

○政府参考人(渡辺好明君) 費用負担の問題、私は先ほど、現状取っていないと。その現状取っていないということ踏まえると、これから先、新たに負担を求められるかという問題があるというふうに申し上げました。もちろん仕組み上は、都道府県が条例をもって認定であろうと検認であろうと取れるようになってはいるんですが、認定の部分については取っている県が皆無なものですから、国も取っていない、県も取っていないという状況の中で、民間へ移行して民間に、条例を定めて幾らというわけにはいかないだろうというお話を申

上げたわけです。そういうことでございます。もちろん、天下りとか何とか、そういうふうなことは想定しておりませんし、今回の民間参入というのは、一定の要件、基準をつくってどなたでもやれるということ。また、独占するようなことであれば通称言われる天下りという余地もないわけではないわけですが、どなたでもできるということになれば、そのところはそういう余地はないというふうに申し上げたいと存じます。

○岩本庄太郎 仮定の問題をいろいろがたがた言っても始まらないと思うんですけれども、やはり、経費を僕は国や県が出しなきゃいかぬとは言わないわけですが、何かその辺がちょっと気になりますので、独占しなければという公平の原則から余り、国なり県なりが金を出してそういうところに人を送るといふようなことはやりづらくないかと思われませんが、その辺、今後のことだと思えますけれども、ひとつよろしく指導といたしますか注視をしていただきたい、こういうふうにお聞きしたいと思います。

それで、今回、水産関係、恐らく来週になるんだらうと思えますけれども、議論があると思えます。私の出身県も、谷本議員の隣の県でございます。大変水産資源に恵まれております水産県でございます。とれる魚もブリとかズワイガニとかアワビとかいわゆる非常に高級な資源に恵まれておまして、そして、割と水産加工が発達していません。一つあるのは、ナマコからできるクチコというんですか、高級な珍味があるんですけども、加工でできるというものはそのぐらいなものです。水産加工が発達しないということは、そんな加工の中間をけなくとも十分漁業資源に恵まれている、こんなふうな受け取れるわけでございます。

そういうところでありながら、いわゆる漁協の組合長なんかと話をしていますと、我々の後を継ぐのがあるかないかという、非常に後継者の問題を強く言われているわけです。これはきょうは質問

いたしませんけれども、認識としてお話しさせていただきます。今回の水産基本法案、あれ先ほど、これも谷林委員が御指摘されていましたが、私も斜めに見させていただけでも、確かに資源、魚という物を対象にした面ではいろいろお考えになっているんですけれども、もう一つ、人という面、担い手あるいは後継者という面で、これも基本的な事項としてしっかり入れなきゃいけない問題だと思っております。その辺がちょっと何か、大臣の御発言等では聞き取れるんですけれども、法律そのものの中にどういふふう位置づけられているのかという点で非常に疑問を感じている。

それからまた、漁業についても女性の進出といいますが、これが本場に必要なんですね。ところが、実態を聞いてみますと、農業なんか大変なかなか難しいと。だけれども、農業以上に漁業というのは難しいという面がございまして、そういう面について、やっぱりもう少し私は時間があるときに議論をさせていただきたい、こんなふうに思っておりますので、それを大臣と議論できますことを楽しみにしております。きょうはこれだけで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長(太田豊秋君) ちよっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(太田豊秋君) 速記を起こしてください。他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

漁船法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時二分散会

(参照)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案 に対する修正案

農業協同組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十二条中「この条及び附則第十四条において」を削る。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁港法の一部を改正する法律案(衆)

一、漁船法の一部を改正する法律案

一、水産基本法案

一、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

一、漁業法等の一部を改正する法律案

一、漁業法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法(昭和二十五年法律第三百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港漁場整備法

「第二

目次中「第二章 漁港の指定(第六条)」を

第二章 漁港の指定(第六条)

章の二 漁港漁場整備基本方針(第六条の二)

章の三 漁港漁場整備長期計画(第六条の三・第六

六条の四)」

に、「漁港修築事業を」特定漁港漁場

整備事業」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

第四条を次のように改める。

(漁港漁場整備事業の意義)

第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号

若しくは第二号に掲げる事業で地方公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。

一 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたまりの排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業

二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物

の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

第二章の次に第二章を加える。

第二章の二 漁港漁場整備基本方針

第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

三 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

四 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

五 その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による漁港漁場整備基本方針の変更について準用する。

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計

画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 漁港漁場整備長期計画は、水産業の事情、水産資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による漁港漁場整備長期計画の変更について準用する。

第六條の四 国は、漁港漁場整備長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならない。

第十三條第一項及び第二項中「漁港関係者若しくはその組織する団体」を「水産業者若しくは水産業に関する団体」に改める。

第十四條の見出しを「審議の公開等」に改め、同条中「第十七條第一項の漁港の整備計画」を「漁港漁場整備基本方針若しくは漁港漁場整備長期計画」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

水産政策審議会の漁港漁場整備基本方針又は漁港漁場整備長期計画に関する審議は、公開して行う。

2 水産政策審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

第四章 漁港修築事業を「第四章 特定漁港漁場整備事業」に改める。
第十七條から第十九條の二までを次のように改める。
(地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十七條 地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「特定漁港漁場整備事業」という。)を施行しようとする場合(第十九條の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができ

る。
2 前項の特定漁港漁場整備事業計画において、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に關する事項、事業費に關する事項、効果に關する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者

は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる。

6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならない。

9 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第三項から第九項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第三項から第六項までの規定によることを要しない。

12 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業(第十九條の三第一項の特定第三種漁港に係るものを除く。次項並びに次条第八項及び第九項において同じ。)の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由

その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。(水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十八條 水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合(第十九條の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 水産業協同組合は、前項の規定による許可を受けたときは、遅滞なく、当該許可に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表しなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八條第一項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替へるものとする。

4 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更をすることができる。ただし、軽微な変更については、許可を受けないことができる。

5 水産業協同組合は、前項本文の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第四項の規定による特定漁港漁場整備事業計

画の変更(軽微な変更を除く。)については、前条第三項から第六項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、前条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第四項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止することができる。この場合には、前条第十三項の規定を準用する。

9 水産業協同組合は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

10 農林水産大臣は、第一項、第四項又は第八項の規定による許可をするについては、あらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

(国が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十九条 国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を要するときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

5 前項の場合において、第十七条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

6 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7 前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、第十七条第十三項の規定を準用する。
(土地又は水面の測量等)

第十九条の二 地方公共団体又は国は、第十七条第一項又は前条第一項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
3 第一項の場合には、地方公共団体又は国は、遅滞なく、同項の立ち入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

4 前三項の規定は、第十七条第十項又は前条第

三項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。
第十九条の二の次に次の一条を加える。
(特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業)

第十九条の三 特定第三種漁港(第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。以下同じ。)については、国以外の者が行う特定漁港漁場整備事業についても、その特定漁港漁場整備事業計画は、農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針に基づいてこれを定める。

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項まで及び前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは「当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 水産業協同組合が第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づいて特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

5 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を要するときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第十七条第三項から第五項まで及び前条第四項の規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第十七条第三項から第五項までの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、第十七条第三項中「関

係地方公共団体」とあるのは「当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の施行者に対し、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止又はその施行の停止を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止又はその施行の停止をしなければならない。

9 農林水産大臣は、前項の規定による要求をしようとするときは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

10 農林水産大臣は、第八項の規定による要求をしたときは、遅滞なく、廃止の要求の場合にあつては廃止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の要求の場合にあつては施行の停止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第二十条 第一項から第三項までの規定中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第四項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。
第二十条の二中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第三項中「第十九条第七項」を「第十八条第十項」に改める。
第二十二条を次のように改める。
第二十一条 削除

第二十三条第一項中「地形の変化」を「事情の変

更に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第二十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「立入」を「立入り」に改め、同条第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「立入」を「立入り」に改める。

第二十四条の二の見出し及び同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第三十七条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第三十九条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第八項第一号中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第四十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十六条第一号中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「又は第三項」を削り、同号を同条第四号とする。

附則第二項及び第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、附則第四項中「環境の整備を行う事業」の下に「並びに」を挿入し、「漁港修築事業」を加え、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港施設の整備を行う事業」以外の事業を市町村を「特定漁港漁場整備事業」以外の事業を市町村その他政令で定める者」に、「当該市町村」を「その者」に改め、附則第七項、第八項及び第十一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法(以下「新法」という。)第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

(漁港漁場整備長期計画に関する経過措置)

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業に関する長期の計画につき同項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定によ

り定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

(費用の負担及び補助に関する経過措置)

第四条 この法律による改正前の漁港法(以下「旧法」という。)の規定に基づき国が施行する漁港修築事業に要する費用に係る漁港管理者の負担については、旧法第二十条第一項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

2 旧法の規定に基づき地方公共団体が施行する漁港修築事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十三年以前年度の歳出予算に係るもので平成十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第二十条第二項から第五項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(資金の貸付けに関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に国が貸し付けた旧法附則第二項から第四項まで及び第十一項に規定する資金に係る貸付金については、旧法附則第二項から第十四項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則第八号第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表第七号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十号第四項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十三条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項から第四項までの規定中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(道路法の一部改正)

第十四条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び別表(中)「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第十六条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十七条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)
第十九条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(河川法の一部改正)
第二十条 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十条第五項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)
第二十一条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項及び第六十条第五項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)
第二十二条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)
第二十三条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第三條の沿岸漁場整備開発計画(以下単に「沿岸漁場整備開発計画」という。))を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六條の二の漁港漁場整備基本方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。))及び同法第六條の三の漁港漁場整備長期計画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。))に改める。

第七條第三項中「沿岸漁場整備開発計画を「漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第二十四条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)
第二十五条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)
第二十六条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置並びに」を削り、「措置を講ずることにより」の下に、「漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)による措置と相まつて」を加える。

第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

第六条第三項中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備法第四條の漁港漁場整備事業(以下「漁港漁場整備事業」という。))に改める。

第七條の二第二項第四号中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備事業」に改める。

第二十八條中、「放流効果実証事業の実施を」の下に「漁場整備事業の実施及び」を加える。

附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の沿岸漁場整備開発法(以下「旧沿岸漁場整備開発法」という。))第六條の規定により定められている基本方針は、施行日において前條の規定による改正後の沿岸漁場整備開発法第六條の規定により定められた基本方針とみなす。

2 この法律の施行前に国が貸し付けた旧沿岸漁場整備開発法附則第二項に規定する資金に係る貸付金については、旧沿岸漁場整備開発法附則第二項から第六項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第二十八條 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地価税法の一部改正)
第二十九條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ及び第十九号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)
第三十條 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正)
第三十一條 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(水産基本法の一部改正)

第三十二條 水産基本法(平成十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

漁船法の一部を改正する法律案
漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第九條」に、「第九條」第二十一條」を「第十條」第二十四條」に、「第二十二條」第二十四條」を「第二十五條」第二十六條」に、「第五章 漁船に関する試験(第二十五條・第二十六章 雑則(第二十七條・第二十九條) 第七章 罰則(第三十條・第三十二條)

「第五章 漁船に関する試験(第二十七條) 第六章 指定認定機関及び指定検認機関 第一節 指定認定機関(第二十九條) 第二節 指定検認機関(第四十六條) 第七章 雑則(第四十八條) 第八章 罰則(第五十三條) 第五十七條・第二十八條)

に改める。

第三條第一項中「第四條第一号」を「第五條第一号」に改め、同條第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十二條中「従業者が」を「従業者が、その」に、「前二條」を「第五十三條第一号又は第五十五條」に改め、「その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは」を削り、同條を第五十七條とし、同條の前に次の一條を加える。

第五十六條 次の各号のいずれかに掲げる違反が

あつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条(第四十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第三十八条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十条第二項又は第三項の規定による当該職員の入入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十一条中「一」を「いずれかに」に、「一」万円を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十二条、第十三条、第十四条第一項」を「第十五条、第十六条、第十七条第一項」に、「第十七条を、第二十条」に改め、同条第二号中「第二十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十条第一項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十四条 第四十四条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条を削る。
第七章 罰則を「第八章 罰則」に改める。

第二十九条を第五十一条とし、第六章中同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第五十二条 第二十五条第一項の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき認定又は検認に係る手数料を徴収する場合においては、第九条第一項の規定により指定認定機関が行う認定又は第十四条第一項の規定により指定検認機関が行う検認を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関又は当該指定検認機関へ納めさせ、その収入とすることが出来る。

第二十八条第一項中「は第二章の規定の施行に關し、都道府県知事は第二章又は第三章の規定の施行に關し、必要があると認めるときはを、又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、」第三条の二第一項を「第四条第一項に、「本条をこの条」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検認機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十八条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第二項中「第七条」を「第八条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収)

第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定検認機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

「第六章 雑則」を「第七章 雑則」に改める。
第五章中第二十六条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 指定認定機関及び指定検認機関
第一節 指定認定機関

(指定認定機関の指定)
第二十九条 第九條第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)
第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九條第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に於いて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が不正にならざるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)
第三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九條第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)
第三十三条 第九條第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十九条から第三十一条までの規定は、前項の指定の更新について準用する。

(認定の方法)

第三十四條 指定認定機関は、認定を行うときは、第三十一條第一号に規定する者に認定を實施させなければならない。

(認定の義務)

第三十五條 指定認定機関は、認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定を行わなければならない。

(報告)

第三十六條 指定認定機関は、認定を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(業務規程)

第三十七條 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認可をした業務規程が認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十八條 指定認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(照会)

第三十九條 指定認定機関は、認定の適正な実施のため必要な事項について、農林水産大臣又は都道府県知事に照会することができる。この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(業務の休廃止)

第四十條 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(解任命令)

第四十一條 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一條第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十二條 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定の業務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十三條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第三十一條第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十四條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定め認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

つたとき。

三 第三十七條第一項の認可を受けた業務規程によらないで認定を行つたとき。

四 第三十七條第三項、第四十一條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九條第一項の指定を受けたとき。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は認定の業務の一部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の実施)

第四十五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定認定機関に対し認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき認めるときは、当該認定の業務の一部又は一部を自ら行うものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事が第一項の規定により認定の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の廃止の届出があつた場合又は前条第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合における認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二節 指定認定機関

(指定検査機関の指定)
第四十六條 第十四條第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、検査の業務を行うものとする者の申請により行う。

(準用)
第四十七條 第三十條から第三十八條まで及び第四十條から第四十五條までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十七條第一項及び第三項、第四十條、第四十一條並びに第四十三條から第四十五條までの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第三十一條各号、第三十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條第一項及び第三項、第三十八條、第四十條第一項、第四十二條、第四十三條並びに第四十五條中「認定」とあるのは「検査」と読み替へるものとする。

第二十三條中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、第四章中同条を第二十八條とする。

第二十二條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に、「左」を「次に」に、「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 漁ろう設備
第二十二條を第二十五條とする。

第二十一條中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第二十四條とし、第二十條の二を第二十三條とし、第二十條を第二十二條とする。

第十八條を第二十一條とする。
第十七條の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由が」を「理由が」に、「事由を具して」を「その理由を付して」に改め、同項第一号中「第十五條」を「第十八條」に改め、同条第三項中「第十三條」を「第十六條」に、

「まつ消」を「抹消」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に、「第六條第二項」を「第七條第二項」に改め、同条第一号中「第三條の二」を「第四條」に改め、同条第二号中「第十一條の二」を「第十三條」に改め、同条を第十九條とする。

第十五條第一項第三号中「知れない」を「不明になつた」に改め、同条第二項中「第九條」を「第十條」に改め、同条を第十八條とする。

第十四條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「第十條各号」を「第十一條各号」に改め、同条を第十七條とする。

第十三條中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とする。

第十二條の見出し中「備えつけ」を「備付け」に改め、同条中「第十一條」を「第十二條」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由」を「理由」に改め、同条を第十五條とする。

第十一條の二中「第十四條第三項」を「第十七條第三項」に、「三年」を「五年」に改め、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(指定検認機関)

第十四條 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定検認機関」という。)に、前条の規定による検認(以下「検認」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定検認機関に検認の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検認の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第十一條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「き損」を「き損に」、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条を

第十二條とする。

第十條中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条第二号中「第四條第三号」を「第五條第三号」に改め、「許可」の下に「その他の処分を加え、同条第三号中「第七條」を「第八條」に改め、同条第四号中「第十六條第三号」を「第十九條第三号」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第十一條とする。

第九條第三項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第十條とする。

第八條を削る。

第七條中「第三條の二」を「第四條の二」に、「しゅん工」を「しゅん工」に、「第三條の二第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八條とし、第二章中同条の次に次の一條を加える。

(指定認定機関)

第九條 農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条の規定による認定(以下「認定」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定認定機関に認定の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該認定の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第六條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第七條とする。

第五條第一項中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に、「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同項第一号中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第四号中「第三條の二第七項」を「第四條第七項」に改め、同項第五号中「前条第三号の漁業に該当し、且つ、同号の起業の認可を要する」を「第四條第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する」に、「同号の漁業に該当する場

合において、同号の許可」を「許可その他の処分」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を

第六條とする。

第四條第一号中「定が」を「定めが」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「定が」を「定めが」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が前条第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する場合において、その漁業につき起業の認可を受けていることその他の漁業に必要なる許可その他の処分の見込みがあると認められるものでないとき。

第四條を第五條とする。

第三條の二第一項中「次に掲げる」を削り、「動力漁船」を「動力漁船(長さ十メートル未満のもの)を除く。以下この章において同じ。」を「二」を「第三号」に、「第三号」を「第二号又は第四号」に、「改造後」を「その改造後に改め、同項各号を次のように改める。

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二條第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五條第一項若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)第四條第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

二 漁業法第六十五條第一項若しくは水産資源保護法第四條第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六條第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの

四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船

第三條の二第二項中「の外」を「のほか」に改め、「同項各号に掲げる」を削り、同条を第四條とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の漁船法(以下「新法」という。)第九條第一項又は第十四條第一項の指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第三十七條第一項(新法第四十七條において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の漁船法(以下「旧法」という。)の規定により農林水産大臣又は都道府県知事がした許可、認定その他の処分は、新法の相当規定に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事がした許可、認定その他の処分とみなす。

2 旧法の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対してされている申請、報告その他の行為は、新法の相当規定に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事に対してされた申請、報告その他の行為とみなす。

(登録票の検認に関する経過措置)

第四条 新法第十三條の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二條第一項若しくは第十七條第三項の規定により登録票の交付を受け、又は検認を受けた者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

水産基本法案
水産基本法

(小字及び一は衆議院修正)

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画(第十一条)

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策(第十二条—第二十条)

第三節 水産物の健全な発展に関する施策(第二十一条—第三十二条)

第三章 行政機関及び団体(第三十三条—第三十四条)

第四章 水産政策審議会(第三十五条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(水産物の安定供給の確保)

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約的の確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の

増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせを行わなければならない。

(水産物の健全な発展)

第三条 水産物については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2 水産物の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産物の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前二条に定める水産に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(水産業者の努力等)

第六条 水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 漁業者以外の者であつて、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び

地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(水産業者等の努力の支援)

第七条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(消費者の役割)

第八条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画

第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水産に関する施策についての基本的な方針

二 水産物の自給率の目標

三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)第十五条第二項第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策

(食料である水産物の安定供給の確保)

第十二条 食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

(排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理)

第十三条 国は、排他的経済水域等(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚)排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八

年法律第七十四号)第一条に規定する大陸棚をいう。をいう。以下同じ。における水産資源の適切な保存及び管理を図るため、最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する施策が漁業経営に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理)

第十四条 国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産資源に関する調査及び研究)

第十五条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の増殖及び養殖の推進)

第十六条 国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動植物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)

第十八条 国は、排他的経済水域等以外の水域に

における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産物の輸出入に関する措置)

第十九条 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第三節 水産業の健全な発展に関する施策

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(漁場の利用の合理化の促進)

第二十二条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、国民が漁業に対する理解と関心を深めよう、漁業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁業災害による損失の補てん等)

第二十四条 国は、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)

第二十五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産業の基盤の整備)

第二十六条 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十七条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの

技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第二十八条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢者の活動の促進)

第二十九条 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。

(漁村の総合的な振興)

第三十条 国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(都市と漁村の交流等)

第三十一条 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能に関する施策の充実)

第三十二条 国は、水産業及び漁村が国民生活及

国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるため、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が得られ、適切な対応が図られるよう、関係機関に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十四条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章 水産政策審議会

(設置)

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、
3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港法(昭和二十五年法律第三百七十七号)、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)及び持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第

五十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第三十七条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(沿岸漁業等振興法の廃止)

第二条 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際平成十三年における前条の規定による廃止前の沿岸漁業等振興法(以下「旧法」という。)第七條の報告書が国会に提出されていない場合には、同条の報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第七條の規定により同条の報告書が国会に提出された場合は、この報告書は、第十条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

提出されたものとみなす。

3 この法律の施行の際平成十三年における旧法第七條の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第七條の規定により同条の文書が国会に提出された場合は、この報告書は、第十条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

(漁業法の一部改正)
第四条 漁業法の一部を次のように改正する。
第五十二条第四項、第五十七條第二項及び第五十八條第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十八條第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
第五十八條の二第六項及び第五十九條の二第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十條第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。
第六十四條(見出しを含む)中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
第六十五條第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第七十條の三第一項、第六十六條及び第七十條七中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
第七十條の三第一項、第六十六條及び第七十條七中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(漁港法の一部改正)
第五条 漁港法の一部を次のように改正する。
日次中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第六條第三項、第四項、第六項及び第八項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

「第三章 沿岸漁業等振興審議会」を「第三章 水産政策審議会」に改める。

第十三條第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴する」を「聴く」に改める。

第十三條第二項、第十四條、第十七條第一項並びに第十九條第二項及び第七項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
第二十五條第一項第三号中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴し」を「聴いて」に改める。

(漁船法の一部改正)
第六條 漁船法の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
第二十二條第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第二十九條(見出しを含む)中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。
(水産資源保護法の一部改正)
第七條 水産資源保護法の一部を次のように改正する。

第四條第五項、第九條第三項及び第十條第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一條第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第十三條第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

なければ改める。

第十五条第一項、第二十条第三項及び第三十二条見出しを含む。中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第一号及び第四十六号第一項第一号中「第二号」を「第二号第一項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

一 海洋水産資源開発促進法第三条第五項及び第十二条第五項

二 沿岸漁場整備開発法第三条第一項及び第六條第一項

三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第四項、第三条第四項及び第八項、第十二条第三項並びに第十八条の二(見出しを含む。)

四 持続的養殖生産確保法第三条第四項

五 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)附則第八十条

(漁業再整備特別措置法の一部改正)

第十条 漁業再整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業

二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)

三 水産動植物の養殖の事業

第四条第一項中「沿岸漁業等振興法(昭和三十一年法律第六十五号)第一条第一項に規定す

るを削り、同項第一号中「沿岸漁業等振興法第九号各号」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 水産資源の利用に関する事項

ロ 漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項

ハ 水産物の流通及び取引関係に関する事項

ニ 賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項

ホ その他当該特定業種に係る中小漁業に關し必要な事項

第四条第二項第五号中「沿岸漁業等振興法第九号各号」を「前項第二号イからホまで」に改め、同条第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(水産政策審議会)」に改め、同条第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、沿岸漁業等振興法(昭和三十一年法律第六十五号)を「水産基本法(平成十三年法律第 号)」に改める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁獲量」の下に「及び漁獲努力量」を加える。

第二条第二項中「暦年」を「年間」に改め、同条第

四項中「前項」を「前」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項を同条第六項とし、同項次に次の一項を加える。

7 この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であって、政令で定めるものをいう。

第二条第二項次に次の三項を加える。

3 この法律において「漁獲努力量」とは、海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量であって、採捕の種類別に操業日数その他の農林水産省令で定める指標によって示されるものをいう。

4 この法律において「漁獲努力可能量」とは、排他的経済水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の漁獲努力量の合計の最高限度をいう。

5 この法律において「特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源をいう。

第三条第二項第三号中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第六号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

八 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

九 前号に掲げる漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類(漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。)別に定める量(以下「大臣管理努力量」という。)に関する事項

十 第八号に掲げる漁獲努力可能量(大臣管理努力量を除く。)について、都道府県別に定める量に関する事項

十一 大臣管理努力量に關し実施すべき施策に關する事項

第三条第三項中「前項第三号」の下に「及び第八号」を加え、同条第五項中「掲げる数量」の下に「又は同項第十号に掲げる量」を、「当該数量」の下に「又は量」を加える。

第四条第一項中「数量」の下に「又は同項第十号に掲げる量」を加え、同条第二項第三号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第四号中「特定海洋生物資源知事管理量」を「第一種特定海洋生物資源知事管理量」に改め、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 前条第二項第十号に掲げる量に関する事項

六 前号に掲げる量のうち第二種特定海洋生物資源の採捕の種類(漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類であって指定漁業等以外のものに限る。)別に定める量(以下「第二種特定海洋生物資源知事管理努力量」という。)に関する事項

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に關し実施すべき施策に関する事項

第四条第四項中「第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第八項中「次条第一項の指定海洋生物資源」を「指定海洋生物資源(次条第一項の第一種指定海洋生物資源及び第二種指定海洋生物資源をいう。以下同じ。)」に改め、「同項の」を削る。

第五条第一項中「規則」を「条例」に、「保存」を「都道府県漁獲限度量(指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができ得る海洋生物資源の種類)ごとの年間の数量の最高限度をいう。以下同じ。)」を決定すること等により保存に、「指定海洋生物資源」というを「第一種指定海洋生物資源」という。又は都道府県漁獲努力限度量(指定海域において、海洋生物資源の種類)と

にその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて都道府県漁獲努力量(海洋生物資源を採捕するために「行われる漁ろう作業(指定漁業等を営む者に係るものを除く。))の量であつて、採捕の種類別に操業日数その他の都道府県の規則で定める指標によって示されるものをいう。以下同じ。))による管理を行う場合の海洋生物資源の種類)との当該採捕の種類に係る年間の都道府県漁獲努力量の合計の最高限度をいう。以下同じ。))を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源(以下「第二種指定海洋生物資源」という)に改め、同項第二号中「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、(指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三号第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することが出来る海洋生物資源の種類)との暦年の数量の最高限度をいう。以下同じ。))を削り、同項第三号中「掲げる数量を掲げる都道府県漁獲努力量」に改め、同項第四号中「数量」を「都道府県漁獲限度量」に改め、(指定海洋生物資源知事管理量)を「第一種指定海洋生物資源知事管理量」に改め、同号の次に次の三号を加える。

七 七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第四項を削る。

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關する事項
第五号第二項中「前項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるときを、「当該知事管理量」の下に「又は知事管理努力量」を加える。

第十一条第一項中「当該年」を「当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間」に改め、同条第五項中「特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又は第二種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に、「又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者が第十号第一項の命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるとき」を加える。

第十三条第一項中「大臣管理量」の下に「又は大臣管理努力量」を加え、同条第二項中「知事管理量」の下に「又は知事管理努力量」を加える。

第十四条第一項第一号中「又は知事管理量」を「大臣管理努力量、知事管理量又は知事管理努力量」に改める。

第十七条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第二項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第三項中「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、漁獲努力量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 知事管理努力量に係る採捕を行う者は、当該

知事管理努力量の対象となる漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、都道府県の規則で定めるところにより、漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

第二十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十七條第一項又は第二項」を「第十七條第一項から第四項まで」に改め、同條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とする。

第二十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とする。

第十九條中「都道府県の」の下に「条例若しくは」を加え、同條を第二十一條とし、第十八條の三を第二十條とし、第十八條の二を第十九條とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第一条 この法律の施行前に、この法律による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二條第六項又は第七項の政令の制定に当たつてその立案をするときは、この法律による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二條第四項の規定の例による。

(政令への委任)
第三条 前條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 排他的經濟水域に關する法律の一部改正

主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第三項中「同條第三項」を「同條第六項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

漁業法等の一部を改正する法律案
漁業法等の一部を改正する法律
(漁業法の一部改正)

第一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百一十一條」を「第百九條」に、「第四節 削除」を「第四節 広域漁業調整委員会」第百十條「第百十四條」に改める。

第六條第三項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「第百九條第二項」に規定する海面を「第百十條第二項」に規定する瀬戸内海に改め、同條第四項中「左」を「次に」に改め、同條第五項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「その類」を「藻類」に改める。

第七條中「基き」を「基づき」に、「そう類養殖業、真珠母貝養殖業」を「藻類養殖業、垂下式養殖業(鰻、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をい、真珠養殖業を除く。)」に、「二行なう」を「行う」に改め、「かき養殖業」を削る。

第八條第三項中「総会」の下に「(総会の部会及び総代会を含む。)」を加える。

第十四條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「虞」を「おそれ」に改め、同條第二項中「左」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第六項及び第八項中「左」を「次に」に改め、同條第九項中「の構成員若しくは社員又は」を「(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下この項において同じ。の)組合員、社員若しくは株主又は」に、「構成員若しくは社員たる法人の

構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主」に改める。

第十六條第一項、第二項及び第四項中「左の」を「次の」に改め、同條第五項中「前四項」を「前各項」に、「左」を「次に」に改め、同條第六項中「構成員又は社員」とを「組合員、社員又は株主」とに改め、「法人」の下に「(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」を加え、「左の」を「次の」に、「全部」を「いずれにも」に、「前五項」を「前各項」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「構成員又は」を「組合員若しくは」に、「出資額が」を「出資額又は株主のうちその営む事業に常時従事する者の有する株式の数の合計が」に改め、「総出資額」の下に「又は発行済株式の総数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同條第八項中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に、「前七項」を「前各項」に改め、同項第一号中「すべて」を「いずれにも」に改め、同項ロ中「組合員たる」を「組合員である」に改め、同項第二号中「構成員又は社員」とを「組合員、社員又は株主」とに改め、「法人」の下に「(株式会社にあつては定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」を加え、「すべて」を「いずれにも」に改め、同項イ中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に、「総構成員又は給社員」を「総組合員、給社員又は給株主」に改め、同項ロ中「二分の一」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主」に、「これ」を「これら」に改め、同項ハを次のように改める。

ハ 組合員若しくは社員である地元漁民の有する議決権又は株主である地元漁民の有する株式議決権のあるものに限る。の数の合計が議決権又は発行済株式議

決権のあるものに限る。の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である地元漁民の出資額又は株主である地元漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第十六條第八項第二号二を削り、同項第三号中「構成員又は社員」とを「組合員、社員又は株主」とに、「法人」を「(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」に、「すべて」を「いずれにも」に改め、同項イ中「二分の一」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「これを」を「これら」に改め、同項ロを次のように改める。

ロ 組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式(議決権のあるものに限る。の)の数の合計が議決権又は発行済株式(議決権のあるものに限る。の)の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の出資額又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の数の過半を占めていること。

第八部 農林水産委員会会議録第十五号 平成十三年六月七日 【参議院】

「構成員若しくは社員」を「組合員、社員若しくは株主」に、「法人」を「(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」に改め、同條第十三項中「法人」を「(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」に、「構成員又は社員」を「組合員若しくは社員」に、「が議決権及び出資額において」を「有する議決権又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式議決権のあるものに限る。の)の数の合計が議決権又は発行済株式議決権のあるものに限る。の)の総数の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の」に改め、同條第十四項中「の議決権及び出資額の過半」を削る。

第十七條第一項から第四項までの規定中「左の」を「次の」に改め、同條第五項中「前四項」を「前各項」に、「左の」を「次に」に改め、同條第六項中「前五項」を「前各項」に、「左の」を「次に」に改め、同條第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同條第八項中「構成員」を「組合員若しくは社員」に、「が議決権及び出資額において」を「有する議決権若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式議決権のあるものに限る。の)の数の合計が議決権若しくは発行済株式(議決権のあるものに限る。の)の総数の過半を占めていない場合又はその組合員若しくは株主のうち地元地区内に住所を有する者の出資額若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式の数の合計が総出資額若しくは発行済株式の総数の」に改める。

第十八條第一項中「前五項」を「前各項」に、「前七項」を「前各項」に改める。

第十九條第一項から第三項までの規定中「左の」を「次の」に改め、同條第四項中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に改め、同條

第五項中「前四項」を「前各項」に、「左」を「次に」に改める。

第二十三條第二項中「第二十八條」を「第二十七條」に改める。

第二十五條第一項中「第二十八條第二項」を「第二十七條第二項」に改める。

第二十六條第一項ただし書中「第二十八條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同條第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十七條を削る。

第二十八條第二項中「きき」を「聴き」に改め、同條を第二十七條とする。

第二十九條中「基いて」を「基」に改め、同條を第二十八條とする。

第三十條(見出しを含む。)中「貸付」を「貸付け」に改め、同條を第二十九條とし、第三十一條を第三十條とし、同條の次に次の一條を加える。

(組合員の同意)

第三十一條 第八條第三項から第五項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業権を内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。この場合において、同條第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

第三十七條第二項中「又は同條第十二項」を「同條第十一項の規定に基づく命令、第六十八條第一項の規定に基づく指示又は同條第四項において読み替えて準用する第六十七條第十一項に改め、同條第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十八條第一項中、「第五十九條及び第五十九條の二第一項」を「及び第五十九條」に改める。

第五十八條の二第二項中「一に該当する場合」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の隻数。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が前條第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

第五十八條の二第三項中「こえる」を「超える」に改め、同條第四項中「こえる」を「超える」に、「左」を「次に」に改め、同條第五項中「左」を「次に」に、「一」を「いずれかに」に、「前四項」を「前各項」に改め、同條第六項中「第二項又は」を削る。

第五十九條中「左」を「次に」に、「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号中「及び次号」を「から第三号まで」に改め、同條第三号中「前号」を「第二号」に、「これ」を「これら」に改め、同條を同條第四号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

三 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

第五十九條の二を削る。

第六十條第一項ただし書中「但し、第五十九條又は前條第一項」を「ただし、前條」に改める。

第六十六條第二項中「第九十九條第二項」を「第一百十條第二項」に、「海面」を「瀬戸内海」に改め、同條第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十七條の見出し中「漁業調整委員会」を「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」に改め、同條第二項中「当該」の下に「海区漁業調整委員会」を加え、同條第三項を削り、同條第四項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を除く。」を削り、同項を同條第三項とし、同條第五項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会のした指示については農林水産大臣。以下第九項、第十項及び第十二項において同じ。」を削り、同項を同條第四項とし、同條第六項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を除く。」を削り、同項を同條第五項とし、同條第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同條第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第十三項を同條第十二項とする。

第六十八條から第七十一條までを次のように改める。

(広域漁業調整委員会の指示)

第六十八條 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権(第三百三十六條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。)の行使を適切にし、漁場(同條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。)の使用に

関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることが出来る。

2 前條第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることが出来る。

4 第一項の規定による指示については、前條第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同條第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同條第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

第六十九條から第七十一條まで 削除

第六十九條を次のように改める。

(準用規定)

第九十九條 第八十五條第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第四項(任期満了)

第六十九條 第八十五條第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第四項(任期満了)

第六十九條 第八十五條第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第四項(任期満了)

第六十九條 第八十五條第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第四項(任期満了)

第六十九條 第八十五條第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條委員の辞職の制限)、第九十八條第四項(任期満了)

の場合並びに第百一条から第百二条まで(解任及び会議)の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「第百六条第四項の委員の選任方法に準じて」と、第百条中「都道府県知事」とあるのは「第百六条第四項に規定する都道府県知事」と、「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

「第四節 削除」を削る。
第百九条の次に次の節名を付する。

第四節 広域漁業調整委員会
第百十条を次のように改める。

(設置)
第百十条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域(これらに隣接する海域を含む。)で政令で定めるものをいう。

第百十一条から第百十四条までを削る。
第百十條の三第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会を」広域漁業調整委員会に改め、同条を第百十三条とし、第六章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(準用規定)
第百十四條 第八十五条第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十八條(委員の辞職の制限)、第九十八條第一項、第三

項及び第四項(委員の任期)、第百条から第百二条まで(解任及び会議)並びに第百八条委員の失職)の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百十一条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員」と、同項、同条第四項及び第五項並びに第百条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条中「第八十五条第三項第二号」とあるのは「第百十一条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号」と、第百八条中「第百六条第二項の規定により選出された」とあるのは「第百十一条第二項第一号、同条第三項第一号又は同条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

第百十條の二「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会を」広域漁業調整委員会に改め、同条を第百十一條とする。
第百十條の次に次の一條を加える。
(構成)
第百十一條 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。
2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
四 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
第百十六條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会を」広域漁業調整委員会に改める。
第百十七條の見出し中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会並びに」を「広域漁業調整委員会及び」に改める。
第百十八條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改める。
第百十七條の三第一項第二号中「第六十七條第四項、第五項、第十項及び第十二項を」第六十七條第三項、第四項、第九項及び第十一項に改める。
第百二十九條中「第六十七條第十二項を」第六十七條第十一項(第六十八條第四項において準用する場合を含む。)に改める。
第百四十一條中「二」を「い」に改め、同条第一号中「第三十條を」第二十九條に改める。

第百四十六條中「第二十八條第一項を」第二十七條第一項に改める。
第二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第五十一條の次に次の一條を加える。
(総会の部会)
第五十一條の二 組合は、漁業法第十四條第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第七條の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第六條第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十一條に規定する地元地区(当該組合の地区である区域に限る。)又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に関し、第四十八條第一項第八号から第十号までに掲げる事項(同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。
2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の地元地区又は関係地区の区域内に住所又は事業場を有する組合員(准組合員を除く。)で組織する。
3 総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 議長は、総会の部会において、その都度これを選任する。
5 議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。
6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三

分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、変更及び廃止

二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

7 第二十一条、第三十九条第二項及び第四十七項、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の五第三項、前条並びに第二百二十五條第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七條の五第三項(第四十三條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一条の二第七項において準用する第四十七條の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」とあるのは「議決権」と、第四十七條の三第二項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、前条中「水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法第五十一条の二第七項ニ於テ準用スル同法」と、第二百二十五條第一項中「組合員(第八十八條第五項の規定による組合員及び第八十八條第三号若しくは第四号、第九十八條第二号又は第九十八條第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。）」が総組合員(第十八條第五項の規定による組合員及び第八十八條第三号若しくは第四号、第九十八條第二号又は第九十八條第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と読み替へるものとする。

第五十一条第六項中「規定」の下に「(総会の部会に関する規定を除く。）」を加える。

第九十二条第三項中「第四十九條の下に「から第五十一条まで、第五十二条を加える。第九十六條第三項中「第三十二条の下に「から第五十一条まで及び第五十二条を加える。第九十六条第三項中「第四十九條の下に「から第五十一条まで、第五十二条を加える。第九十六条の六第三項中「第四十二条の下に「から第五十一条まで、第五十二条を加える。第九十六条第三項第一項第六号中「第三項(これらの規定をの下の「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第六号の二中「第三十九條第四項(の下の「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第九号中「第五十一条(の下の「第五十一条の二第七項、」を加え、同項第九号の二中「第八十六条第二項」を、第五十一条の二第七項、第八十六条第二項」に改め、同項第九号の三中「第五十一条(の下の「第五十一条の二第七項、」を加える。

(漁業法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条第一項中「うち新法を「うち改正後の漁業法(以下「新法」という。）」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中漁業法目次の改正規定、同法第六條第三項、第三十七條第二項、第六十六條から第七十一条まで、第八十二条、第八十三条及び第九百九條の改正規定、同法第六章第四節の節名を削る改正規定、同法第九百九條の次に節名を付する改正規定、同法第九百十條の改正

規定、同法第九百一十條から第九百十四條までを削る改正規定、同法第九百十條の三第一項の改正規定、同法第九百十三條とする改正規定、同法第六章第四節中同條の次に一條を加える改正規定、同法第九百十條の二の改正規定、同法第九百十條の二の改正規定、同法第九百十條の次に一條を加える改正規定並びに同法第九百十六條から第九百十八條まで、第九百三十七條の三第一項第二号及び第九百三十九條の改正規定並びに附則第三条、第五条及び第八條の規定 平成十三年十月一日

(漁業権及び入漁権に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定される入漁権については、当該漁業権又は入漁権の存続期間中は、なお従前の例による。ただし、次に掲げる規定の適用については、この限りでない。

一 第一条の規定による改正後の漁業法第八條第三項及び第三十一條の規定

二 第二条の規定による改正後の水産業協同組合法第五十一条の二の規定及び同法第九百三十三條(同法第一項第六号、第六号の二及び第九号から第九号の三までに係る部分に限る。)の規定

三 附則第六條の規定による改正後の海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十二條の五第一項の規定

四 附則第七條の規定による改正後の持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第六條第一項の規定

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の項第一号中「第六十七條第四項、第五項、第十項及び第十二項を「第六十七條第三項、第四項、第九項及び第十項」に改める。(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第六条 海洋水産資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二條の五第一項中「総代会を「総会の部会及び総代会」と、「同じ」の「を」同じ。又は第五十一条の二第六項の「に改め、同法第五十一条の下に「又は第五十一条の二第六項を加える。

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第七条 持続的養殖生産確保法の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「総代会を「総会の部会及び総代会」と、「同じ」の規定を「同じ。又は第五十一条の二第六項の規定」に改め、同法第五十一条の下に「又は第五十一条の二第六項」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四十條の見出しを「(広域漁業調整委員会)」に改め、同条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会」に改める。